

大蔵省財政史室 編

昭和財政史

昭和27～48年度

第 16 卷

資料(4)

特別会計・政府関係機関
財政投融资・国有財産

東洋経済新報社

HISTORY OF
FISCAL AND MONETARY POLICIES
IN JAPAN
1952-1973

Volume XVI
Special Accounts, Government-Affiliated Agencies,
Fiscal Investment and Loan, National Property

Office of Historical Studies,
Ministry of Finance, Japan

TOYO KEIZAI INC.
TOKYO, JAPAN
1999

監修者のことば

第二次世界大戦後、サンフランシスコ講和条約によって独立を回復した時点にはじまり、第一次石油危機にいたるまでの22年間を対象とする『昭和財政史 昭和27～48年度』が刊行されることになった。大蔵省が担当する財政・金融行政史は、『明治財政史』から『昭和財政史 終戦から講和まで』まで、4次にわたって刊行されてきたが、この事業はその伝統を引き継ぐ第5次の財政史である。

今次の財政史の対象となる期間は、戦後経済復興の時期から、いわゆる高度成長の時代を経て、円切り上げと石油危機によってこの時代が終りを告げる、劇的な発展と波瀾の時期である。財政、金融および国際金融は、その変化に応じ、ときにはその変化を主導して、経済発展のために重要な役割を果たしてきた。その間に記録されるべき事実はまことに多く、かつ多彩である。本『財政史』編さんの意図は、古今の歴史にも稀なこの発展の時代における財政・金融政策について、大蔵省をはじめ各機関の所蔵する原資料に基いて、正確な事実を明らかにし、記録にとどめて行政上の参考に資するとともに、学術上の研究に役立てるところにある。そのために、行政の流れや関連事項を大局的に把握しうるようにつとめるのみならず、政策立案過程についてもできる限り詳細に記録するよう留意し、この時期の財政と金融との研究のために、学問的にも新たな成果を収めうることを期している。

本『財政史』編さんにあたって、監修の重任を帯びることになった私は、3名の編集委員とともに編集の大綱を練り、またすべての執筆者を

含めて、研究会を組織して、資料の蒐集・整理に当り、ついで分担執筆の作業にたずさわってきた。その間、監修者としての私の責務は、それぞれの分野についての叙述がすぐれた内容を備えた完成度を示し、しかも、全体としての『財政史』が、この期間の財政・金融政策を俯瞰するためのまとまりをもつものになるようにできる限り配慮するところにある。したがって、各巻の内容については各執筆者の責任において書かれているが、全体の統一と調整の責任は、一に監修者たる私にある。

なお、今回の『財政史』の編集方針には、従来のものに比して一つの特色があることを、おことわりしておくべきであろう。すなわち、今次『財政史』の対象期間は22年間の長きにわたり、遺された文書資料の量もまことに多かったために、資料の不足よりも、むしろ、限られた巻数の範囲内に、豊富な内容をいかに盛り込むかが、編集上最大の課題となった。そこで、予算、税制、財政投融资、金融、国際金融等の主要部門について、叙述巻と資料巻とを分離して、両者を並行して編集し、両者が補いあって一体をなすようにしようと企画した。全20巻のうち、資料巻が6巻の多きにわたるのはこの事情のためである。

明治以来、大蔵省によって4次にわたって刊行された『財政史』の成果をうけつぎ、この意義深い時代の歴史をとりまとめる仕事は、重い責任をとまなう半面、資料その他の面できわめて恵まれた条件のもとに存分に分析を進めることができる点で、研究者としてまことにやり甲斐のある仕事である。私は、編集委員、執筆者、および大蔵省の関係部局の諸氏との緊密な協力のもとに、監修の責務を全うしたいと望んでいる。なお本書の草稿は研究会において相互に検討のうえ、大蔵省内関係部局の回覧を経たものである。

終りに、私は、この事業の実現についてヒヤリングや資料の提供に応じて下さった各氏と各部局、われわれの研究と執筆にあたってあらゆる協力を惜しまれなかった大蔵省財政史室のかたがた、およびこの大著の

刊行を引き受けて下さった東洋経済新報社に対して、この場所で御礼を申しあげる。

平成2年3月

監修者 中 村 隆 英

凡 例

1. 本巻の執筆は、柴田善雅，小野沢康晴，高橋隆昭が担当した。執筆の分担は、柴田が特別会計および国有財産，小野沢が政府関係機関，高橋が財政投融资である。
2. 資料は原則として原文のままとしつつも，つぎのように取り扱った。
 - 資料の性質により，意味と内容を損なわないかぎりにおいて変形・修正・補訂したものもある。この場合，必要に応じて注記を加えた。
 - 漢字は，人名を含め新字体に統一した。
 - 漢数字の数値について，位取りの漢数字を残してアラビア数字に直した。
 - 句読点は，カンマ・ピリオドに直した。
 - あきらかな誤字・脱字は訂正した。
3. 目次表題の作成方法はつぎのとおり。
 - 目次表題は表題，作成者，日付，資料種別から構成した。
 - 表題は，原資料に表題のあるものについては，原則として，かなづかいともそのままに採用し，原資料に表題のないものについては，執筆者において作成して〔 〕を付した。
4. 抄録・省略の取扱いはつぎのとおり。
 - 原資料のうち一部を抄録する場合は，目次表題に〔抄〕と表示し，必要な注記をあたえた。
 - 原資料のうち一部を省略する場合は，資料テキストの該当箇所に(略)(中略)等と表示した。
5. 注記(編注)は，上掲の注記事項のほか，つぎのとおり。
 - 原資料がたて組み，または，手書きであった場合は，それぞれ「タテ書き」，「手書き」と注記した。

執筆者等名簿

顧問

故谷村 裕 元大蔵事務次官
山口 光秀 元大蔵事務次官

監修者

中村 隆英 東洋英和女学院大学社会科学部教授

編集委員

林 健久 東京大学名誉教授
石 弘光 一橋大学学長
香 西 泰 日本経済研究センター会長

執筆者(50音順)

浅井 良夫 成城大学経済学部教授
安藤 平 元函館税関長
伊藤 修 神奈川大学経済学部教授
伊藤 正直 東京大学大学院経済学研究科教授
小野沢 康晴 農林中金総合研究所研究員
金澤 史男 横浜国立大学経済学部教授
金子 勝 法政大学経済学部教授
小林 和子 日本証券経済研究所主任研究員
柴田 善雅 大東文化大学国際関係学部教授
神野 直彦 東京大学大学院経済学研究科教授
高橋 隆昭 元大蔵省理財局国債調査官
田近 栄治 一橋大学経済学部教授
寺井 順一 大蔵省財政金融研究所主任調査官
日向野 幹也 東京都立大学経済学部教授
兵藤 廣治 通信・放送機構顧問
堀内 昭義 東京大学大学院経済学研究科教授
宮島 洋 東京大学大学院経済学研究科教授
油井 雄二 成城大学経済学部教授

目次

監修者のことば
凡 例

解 説

1	資料解説(1)—特別会計……………	柴田 善雅	1
2	資料解説(2)—政府関係機関……………	小野沢康晴	4
3	資料解説(3)—財政投融资……………	高橋 隆昭	8
4	資料解説(4)—国有財産……………	柴田 善雅	27

資 料

I 特 別 会 計

1	閣議決定，財政制度審議会の報告及び関連資料	
16-1	あへん特別会計法案要綱(昭和30年 4 月22日閣議決定)……………	39
16-2	昭和32年度公共事業費局議資料(ダム整備事業特別会計の問題)(昭和31年10月30日主計局)……………	39
16-3	昭和34年度港湾整備事業重要問題局議説明資料(港湾緊急整備事業特別会計の新設)(昭和33年11月 7 日主計局)……………	41
16-4	特定港湾施設工事特別会計法案要綱(昭和34年 2 月10日閣議決定)……………	42
16-5	厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案要綱(昭和34年 2 月20日閣議決定)……………	43
16-6	昭和35年度公共事業関係省議資料(治水事業・治山事業)(主計局)……………	43
16-7	産業投資特別会計法の一部を改正する法律案要旨説明(昭和35年12月 9 日閣議決定)……………	45
16-8	食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案要旨説明(昭和35年12月 9 日閣議決定)……………	45
16-9	港湾整備 5 箇年計画の作成について(昭和36年 1 月 5 日大蔵省)……………	46

16-10 厚生保険及び船員保険特別会計への一般会計からの繰入れに関する規定の
取扱いについて(昭和37年3月23日主計局)46

16-11 庁舎等特殊整備特別会計(仮称)について(昭和42年8月24日国有財産局)47

16-12 造幣局特別会計法の改正について(発行準備超過額の処理に関連)(昭和45年
2月5日理財局国庫課)48

16-13 補助貨幣回収準備資金について(昭和45年2月12日理財局国庫課)48

16-14 食糧管理制度の改善に関する報告(昭和45年12月16日財政制度審議会)50

16-15 特定国有財産整備特別会計の改組について(昭和47年9月理財局国有財産総
括課)51

16-16 農政問題, 国有林野問題についての報告(昭和47年12月27日財政制度審議会) ...53

2 特別会計の設置に関する法律等

16-17 特定道路整備事業特別会計法(昭和27年6月6日法律第170号)57

16-18 中小漁業融資保証保険特別会計法(昭和27年12月27日法律第347号)58

16-19 木船再保険特別会計法(昭和28年7月24日法律第77号)60

16-20 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和29年5月15日法律第103号)61

16-21 経済援助資金特別会計法(昭和29年5月15日法律第104号)62

16-22 あへん特別会計法(昭和30年6月30日法律第31号)64

16-23 余剰農産物資金融通特別会計法(昭和30年7月30日法律第100号)65

16-24 自動車損害賠償責任再保険特別会計法(昭和30年8月5日法律第134号)66

16-25 賠償等特殊債務処理特別会計法(昭和31年3月31日法律第53号)68

16-26 特定物資納付金処理特別会計法(昭和31年6月5日法律第129号)69

16-27 特定多目的ダム建設工事特別会計法(昭和32年3月31日法律第36号)70

16-28 特定土地改良工事特別会計法(昭和32年4月20日法律第71号)73

16-29 臨時受託調達特別会計法(昭和32年4月30日法律第86号)75

16-30 国有財産特殊整理資金特別会計法(昭和32年5月20日法律第116号)76

16-31 道路整備特別会計法(昭和33年3月31日法律第35号)77

16-32 特定港湾施設工事特別会計法(昭和34年3月30日法律第68号)80

16-33 治水特別会計法(昭和35年3月31日法律第40号)82

16-34 港湾整備特別会計法(昭和36年3月31日法律第25号)86

16-35 国民年金特別会計法(昭和36年4月12日法律第63号)89

16-36 中小企業高度化資金融通特別会計法(昭和38年3月31日法律第72号)91

16-37 自動車検査登録特別会計法(昭和39年3月31日法律第48号)92

16-38 国立学校特別会計法(昭和39年4月3日法律第55号)93

16-39 都市開発資金融通特別会計法(昭和41年4月18日法律第50号)95

16-40 地震再保険特別会計法(昭和41年5月18日法律第74号)96

16-41 石炭対策特別会計法(昭和42年5月27日法律第12号)98

16-42 空港整備特別会計法(昭和45年4月17日法律第25号)100

16-43 労働保険特別会計法(昭和47年4月28日法律第18号)102

3 関 連 統 計 等

16-44 特別会計に関する統計107

16-45 特別会計基金・資金・積立金等の規定117

16-46 特別会計基金・資金・積立金等残高122

II 政府関係機関

16-47 第1回臨時専売制度協議会における大蔵大臣の挨拶(案)(昭和24年8月1日) ...129

16-48 臨時専売制度協議会報告(昭和24年)129

16-49 臨時専売制度協議会小委員会報告(昭和24年)130

16-50 臨時公共企業体合理化審議会答申(昭和29年11月4日)131

16-51 公共企業体審議会の答申について(昭和32年12月25日)134

16-52 専売制度調査会答申(昭和35年3月25日)137

16-53 粗製しょう脳及びしょう脳原油収納価格及び売渡価格の引上げ並びにしょ
う脳専売の廃止について(昭和36年7月19日専売監理官室)147

16-54 塩業審議会答申書(昭和34年1月16日)147

16-55 塩業審議会答申(案)(昭和46年1月26日)149

16-56 臨時塩業近代化審議会答申(昭和46年7月26日)154

16-57 たばこ消費税(国税)制度について(未定稿)(昭和43年6月13日主計局専売
電々係)156

16-58 日本専売公社納付金制度の改正について(昭和43年9月12日大臣官房秘書課
調査係)158

16-59 たばこ消費税制度について(昭和43年9月12日専売監理官)158

16-60 専売納付金制度をたばこ消費税制度に改めることについての報告(昭和43年
10月21日財政制度審議会)160

16-61 農林公庫の債券発行について(昭和37年12月25日銀行局特別金融課)162

16-62 環境衛生金融公庫について(昭和40年12月5日)162

16-63 琉球開発金融公社資産の琉球政府への移管に関する勧告(昭和44年7月鈴木
金融調査団)163

16-64 琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会における琉球政府代表提案「琉球
開発金融公社資産の琉球政府移管について」(昭和44年10月3日)165

16-65 沖縄における金融機関のあり方について(昭和45年5月18日銀行局)166

16-66 沖縄復帰に伴う要処理事項(昭和45年8月15日銀行局)166

16-67 沖縄復帰に伴う諸問題について(理財局資金課関係)(未定稿)(昭和45年8月
19日理財局資金課)167

16-68 沖縄の施政権返還に伴う諸問題(昭和45年8月31日官房審議官室)168

16-69 「沖縄振興開発公庫」案の問題点について(昭和45年11月5日銀行局特別金
融課)169

16-70 沖縄開発金融公庫設立構想について(昭和45年11月30日).....170

III 財 政 投 融 資

1 産業投資特別会計法等

16-71a 産業投資特別会計法(昭和28年 8 月 1 日法律第122号)173

16-71b 産業投資特別会計法案の提案理由説明(昭和28年 6 月30日)176

16-72a 特別減税国債法(昭和28年 8 月 7 日法律第78号)176

16-72b 特別減税国債法案の提案理由説明(昭和28年 6 月30日)179

16-73 特別減税国債について(大蔵省理財局).....180

16-74 特定物資納付金処理特別会計法(昭和31年 6 月 5 日法律第129号)182

16-75a 産業投資特別会計法の一部を改正する法律(昭和32年 3 月31日法律第34号) ...183

16-75b 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由説明(昭和32年 2 月15日).....184

16-76 〔産業投資特別会計資金設置に伴う資金増減実績〕184

16-77a 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律(昭和33年12月20日法律第178号).....185

16-77b 産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案の提案理由説明(昭和33年12月16日)186

16-78a 産業投資特別会計法の一部を改正する法律(昭和38年 3 月23日法律第24号).....186

16-78b 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由説明(昭和38年 1 月31日).....186

16-79a 外貨公債の発行に関する法律(昭和38年 3 月31日法律第63号)187

16-79b 外貨公債の発行に関する法律案の提案理由説明(昭和38年 2 月 1 日)188

16-80 〔外貨債の発行及び貸付実績〕189

16-81a 経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律(昭和43年 3 月22日法律第 2 号)190

16-81b 経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案の提案理由説明(昭和43年 3 月 1 日)190

2 産業投資特別会計の負担による米国対日援助債務等の返済

16-82 米国対日援助債務の最終処理交渉(昭和36年 4 月から 6 月まで)(大蔵省理財局)191

16-83 協定作成交渉(昭和36年 8 月から37年 1 月まで)(大蔵省理財局).....194

16-84 支払金の一部繰上交渉(昭和37年 5 月から38年 2 月まで)(大蔵省理財局).....196

16-85 日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和37年 9 月11日条約第 8 号).....197

16-86 支払金の使途及び支払金の一部円貨払についての交換公文(昭和37年 9 月11 日外務省告示第169号).....200

16-87 ガリオア返済の問題点(昭和36年12月13日理財局).....201

16-88 対米債務の支払計画について(昭和37年 1 月17日理財局).....204

16-89 米国の戦後対日援助が債務性を有するものであると考えられる根拠資料(外務省より国会提出資料)(昭和37年 1 月)206

16-90 ガリオア処理協定の早期批准と賦払金の繰上支払について(昭和37年 5 月14 日理財局外債課)208

16-91a 産業投資特別会計法の一部を改正する法律(昭和37年 9 月 4 日法律第148号)209

16-91b 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由説明(昭和37年 8 月14日)210

16-92 ガリオア債務及び余剰農産物借入債務の繰上償還について(昭和48年 1 月理財局)210

16-93 〔確定繰上償還額〕(昭和48年 1 月17日)212

16-94 繰上償還に伴う産業投資特別会計の借入・返済計画(昭和48年 1 月19日理財局)212

16-95 ガリオア協定及び余剰農産物協定に基づく債務の一括繰上げ償還について(昭和48年 1 月19日愛知大蔵大臣発言要旨).....213

16-96a 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法(昭和48年 4 月27日法律第24号) ...213

16-96b 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案の提案理由説明(昭和48年 4 月17日).....214

16-97 日本国とアメリカ合衆国との間の戦後の経済援助の処理に関する協定並びに第 1 次及び第 2 次農産物協定に基づく債務の繰上償還に関する交換書簡(昭和48年 5 月23日外務省告示第137号)215

3 資金運用部制度改正関係

16-98a 資金運用部資金法(昭和26年 3 月31日法律第100号)217

16-98b 資金運用部資金法案の提出の理由説明(昭和26年 3 月14日)220

16-99a 資金運用部特別会計法(昭和26年 3 月31日法律第101号)221

16-99b 資金運用部特別会計法案の提出の理由説明(昭和26年 3 月14日)223

16-100a 資金運用部特別会計法の一部を改正する法律(昭和29年 3 月31日法律第 32号)224

16-100b 資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由説明(昭和29 年 1 月29日)224

16-101a 資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭和30年 8 月 1 日法律第119号) ...224

16-101b 資金運用部資金法の一部を改正する法律案の提案理由説明(昭和30年 5

	月26日) ……………	225
16-102a	資金運用部特別会計法の一部を改正する法律(昭和30年 7 月25日法律第86号) ……………	226
16-102b	資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由説明(昭和30年 5 月26日) ……………	226
16-103	資金運用部制度改正の問題点(昭和35年 5 月理財局) ……………	227
16-104	財政投融资及び資金運用部資金の運用に関する考え方(昭和35年 7 月26日大蔵省)……………	239
16-105	資金運用部資金の運用に関する建議案の作業日程及び資金運用部資金運用審議会名簿(昭和35年 9 月14日) ……………	246
16-106	資金運用部資金の運用に関する建議(昭和35年 9 月14日資金運用部資金運用審議会)……………	247
16-107	公的年金積立金の運用についての要望(昭和35年10月 6 日社会保障制度審議会)……………	250
16-108	国民年金積立金の運用について(昭和35年12月22日国民年金審議会答申) ……	251
16-109	国民年金, 厚生年金保険及び船員保険の積立金の運用について(厚生事務次官より大蔵事務次官宛の文書)(昭和35年12月26日)……………	254
16-110	資金運用部制度及び運営改善要綱(昭和35年12月理財局) ……………	256
16-111	国民年金積立金の運用のため資金運用部に特別勘定を設けることについて及び特別勘定の要望に対して考慮している方策(昭和35年12月理財局) ……	260
16-112	特別勘定に関する大蔵事務次官と厚生事務次官との話合について(昭和36年 1 月28日)……………	262
16-113	特別勘定に関する大蔵事務次官と厚生事務次官との話合についての厚生省からの回答(昭和36年 1 月28日) ……………	263
16-114	特別勘定問題の処理について(昭和36年 2 月27日) ……………	263
16-115	資金運用部制度及び運営等改善要綱(昭和36年 1 月理財局) ……………	264
16-116a	資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭和36年 3 月31日法律第22号) ……	265
16-116b	資金運用部資金法の一部を改正する法律案の提案理由説明(昭和38年 3 月 2 日) ……………	266
16-117a	郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律(昭和36年 4 月 1 日法律第54号) ……………	268
16-117b	郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由説明(昭和38年 3 月 2 日) ……………	268
16-118	郵便貯金特別会計に対する資金運用部特別会計及び一般会計からの繰入額 ……	269
4	簡易生命保険及び郵便年金積立金の分離運用並びに運用対象の拡大関係	
16-119	簡易生命保険及び郵便年金関係資金の逓信省による直接運用の再開について(昭和24年 4 月28日預金部資金課) ……………	271

16-120	参議院本会議における資金運用部資金法に関連する簡易保険郵便年金積立金運用に関する決議及び池田大蔵大臣の発言(昭和26年 3 月31日) ……………	273
16-121a	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和27年 6 月25日法律第210号)……………	274
16-121b	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案の提案理由説明(昭和27年 5 月26日)……………	275
16-122a	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律(昭和27年12月27日法律第348号) ……………	276
16-122b	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由説明(昭和27年12月17日)……………	276
16-122c	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の提出及び提出理由の説明(昭和27年12月23日)……	277
16-123a	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律(昭和30年 7 月29日法律第92号)……………	277
16-123b	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由説明(昭和30年 5 月 6 日)……………	278
16-124a	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律(昭和36年 3 月31日法律第44号)……………	278
16-124b	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由説明(昭和36年 3 月 1 日)……………	279
16-125	簡保等の制度改正問題について(昭和38年 4 月27日資金運用審議会意見書) ……	279
16-126	簡保積立金運用法の改正について(昭和38年 5 月14日理財局) ……………	280
16-127a	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律(昭和38年 7 月 8 日法律第123号) ……………	281
16-127b	簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由説明(昭和38年 6 月21日)……………	281
5	資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金積立金の長期運用特別措置法制定関係	
16-128	財政投融资計画と国会の審議との関係についての中間報告(昭和46年12月20日財政制度審議会)……………	283
16-129	財政投融资計画と国会の審議との関係についての報告(昭和48年 1 月22日財政制度審議会)……………	285
16-130	財投計画を国会の議決にかからしめる場合の問題点について(昭和47年 4 月 7 日理財局資金課)……………	287
16-131	財投計画を国会審議にかけるための具体策(案)(昭和47年 8 月14日理財局資金課)……………	290
16-132	財政投融资計画の国会審議について(昭和47年12月理財局) ……………	294
16-133	特別会計予算総則における国債の取扱いについて(昭和47年12月28日理財	

xiv	目次	目次	xv
	局).....296		
16-134	財政投融资計画表の一部修正について(昭和47年12月理財局).....297	7	政府保証債等
16-135	資金運用部資金等の長期運用予定額の弾力措置について(昭和48年1月17日理財局資金課).....297	16-154	法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年9月25日法律第24号).....319
16-136a	資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和48年3月31日法律第7号).....299	16-155	法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律案の提出理由の説明等.....319
16-136b	資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律案の提案理由説明(昭和48年2月27日).....300	16-155a	衆議院本会議における提出理由の説明(昭和21年7月30日).....319
6	資金運用部預託及び貸出金利の改定等	16-155b	衆議院会計法戦時特例廃止等に関する法律案委員会における提出理由の説明(昭和21年8月8日).....320
16-137	資金運用部預託・貸出金利の引下げについて(昭和47年7月4日理財局資金課).....303	16-155c	衆議院会計法戦時特例廃止等に関する法律案委員会における提出理由の補足説明(昭和21年8月8日).....320
16-138	資金運用部預託金利引下げについて(昭和47年7月17日理財局).....304	16-156a	鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律(昭和28年8月1日法律第129号).....321
16-139	年金資金等の運用について(案)(昭和47年8月30日).....304	16-156b	鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案の提案理由説明(昭和28年6月24日).....322
16-140	昭和47年度における資金運用部預託金の特別利子を定める省令(昭和47年9月1日大蔵省令第70号).....304	16-157	厚生年金基金の積立金の運用について(昭和39年4月20日理財局資金課).....322
16-141	財投対象機関特別金利引下げについて(昭和47年10月17日理財局).....304	16-158	国債の引受シ団, 手数料等の政保債への波及について(昭和40年11月理財局総務課).....324
16-142	郵貯金利引上げに伴う資金運用部資金の金利改訂について(昭和48年4月12日理財局資金課).....305	16-159	政保債及び公募地方債の償還期限の延長について(昭和47年6月1日理財局総務課).....326
16-143	昭和48年度における資金運用部預託金の特別利子を定める省令(昭和48年6月1日大蔵省令第33号).....307	16-160	政府保証債等の弾力措置について.....327
16-144	政府関係金融機関の金利の取扱について(案)(昭和48年5月16日銀行局特別金融課).....307	16-161a	国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和28年7月4日法律第51号).....329
16-145	政府関係金融機関の貸付利率の改定についての大蔵大臣発言要旨(昭和48年7月31日).....308	16-161b	国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案の提案理由説明(昭和28年6月23日).....330
16-146	中期預金について(昭和48年4月12日銀行局).....308	16-161c	国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案の提案理由の補足説明(昭和28年6月26日).....330
16-147	中期預金について(昭和48年6月15日銀行局).....310	16-162	〔国際復興開発銀行からの政府保証借入額〕.....332
16-148	中期預金創設に伴う郵貯金利引上げについての資金運用部からみた問題点(昭和48年6月18日理財局).....312	8	財政投融资の追加及び繰延べ
16-149	郵貯金利の引上げに伴う措置について(昭和48年9月21日理財局).....314	16-163	中小企業に対する金融対策について(昭和36年9月29日閣議報告).....335
16-150	昭和48年度における資金運用部預託金の特別利子を定める省令(昭和48年11月1日大蔵省令第54号).....315	16-164	中小企業金融対策について(昭和37年6月5日閣議報告).....335
16-151	〔政府関係金融機関の特別貸付利率の改定について(愛知大蔵大臣発言要旨)〕(昭和48年11月19日).....315	16-165	石炭対策大綱(昭和37年11月29日閣議決定).....335
16-152	預金金利引上げに伴う資金運用部金利の取扱いについて(昭和48年12月16日理財局資金課).....315	16-166	中小企業に対する金融対策について(昭和38年10月18日閣議報告).....336
16-153	資金運用部預託金の特別利子を定める省令(昭和49年2月1日大蔵省令第4号).....317	16-167	当面の中小企業緊急対策(昭和39年10月23日閣議報告).....336
		16-168	中小企業金融対策について(昭和40年10月19日閣議報告).....337
		16-169	中小企業金融対策について(昭和41年11月8日閣議報告).....337
		16-170	中小企業金融対策について(昭和42年11月10日閣議報告).....337
		16-171	中小企業金融対策について(昭和43年11月6日閣議報告).....338
		16-172	中小企業金融対策について(昭和44年11月14日閣議報告).....338

16-173	中小企業金融対策について(昭和45年11月13日閣議報告)	338
16-174	中小企業金融対策について(昭和46年11月16日閣議報告)	338
16-175	中小企業金融対策について(昭和47年10月20日閣議報告)	339
16-176	昭和29年度予算の実施について(昭和29年 6 月 1 日閣議決定)	339
16-177	昭和29年度財政投融资資金の削減について(昭和29年 6 月29日閣議決定)	339
16-178	国際収支改善緊急対策(昭和32年 6 月19日閣議決定)	341
16-179	昭和32年度財政投融资繰延について(昭和32年 6 月26日)	342
16-180	国際収支改善対策(昭和36年 9 月26日閣議了解)	342
16-181	昭和36年度財政投融资計画の繰延べ予定額(昭和36年10月13日)	343
16-182	財政の執行の繰延べについての結果報告(昭和42年 9 月 8 日閣議報告)	344
16-183	昭和42年度財政投融资対象事業繰延予定額の機関別内訳(昭和42年 9 月 8 日)	345
16-184	財政の執行の繰延べについての結果報告(昭和48年 9 月 7 日閣議報告)	345
16-185	昭和48年度財政投融资対象事業の繰延べ予定額の機関別内訳(昭和48年 9 月 7 日)	346
16-186	当面の緊急対策について(昭和48年12月22日国民生活安定緊急対策本部決定)	347
16-187	当面の財政金融政策の運営についての大蔵大臣発言要旨(昭和49年 3 月16 日)	347
9 地方債関係及び資金運用部資金の短期運用		
(1) 地 方 債 関 係		
16-188	地方行政調査委員会議の地方債に関する勧告に対する措置要綱(昭和26年 2 月20日閣議決定)	349
16-189	退職手当債許可方針及び資金運用部退職手当債資金融通要領について(昭和31年 2 月20日理財局長)	350
16-190	財政再建債許可方針(昭和31年 3 月30日)	354
16-191	昭和31年度地方債許可方針について(昭和31年 5 月 1 日理財局長)	355
16-192	昭和36年度地方債計画運用の基本方針等について(昭和36年 4 月 1 日理財局長)	358
16-193	昭和37年度の特別地方債及びこれにかかる厚生年金保険積立金還元融資又は国民年金特別融資の運用について(昭和37年 4 月 1 日理財局長)	366
16-194	昭和48年度地方債の繰延べについて(昭和48年 9 月19日理財局長)	367
(2) 資金運用部資金の短期運用		
16-195	資金運用部保有短期国債等の推移	369
16-196	〔資金運用部資金及び簡保資金による中小企業金融対策のための債券売買〕	370
16-197	資金運用部資金の年度越短期貸付の推移	372
16-198	資金運用部資金の地方交付税及び譲与税配付金特別会計に対する貸付状況	373

16-199	資金運用部資金による金融措置	375
10 関 連 統 計		
16-200	財政投融资計画の追加	377
16-201	産業投資特別会計投資計画及び実績等	388
16-202	資金運用部預託金残高及び運用資産残高の推移	392
IV 国 有 財 産		
1 国有財産管理处分等資料		
16-203	国有財産審議会を設置について(昭和31年 4 月27日閣議決定)	401
16-204	現行国有財産制度自体についての改善策および国有財産の管理处分に関する基本的諸問題についての対策(昭和32年 3 月15日国有財産中央審議会)	401
16-205	国の庁舎等を使用又は収益させる場合の取扱の基準について(昭和32年12 月24日国有財産中央審議会)	423
16-206	普通財産売却評価基準要綱(昭和34年 5 月18日国有財産中央審議会)	425
16-207	「ジェファーソン・ハイツ住宅地区」の一部を衆議院議長公邸及び参議院議長公邸の敷地等とすることについて(昭和34年 9 月28日国有財産中央審議会)	429
16-208	昭和35年度以降における普通財産の実態調査について(昭和34年 9 月28日国有財産中央審議会)	430
16-209	国有財産法の一部を改正することについて(昭和39年 2 月24日国有財産中央審議会)	430
16-210	最高裁判所の敷地として「旧パレス・ハイツ住宅地区」の一部を所管換することについて(昭和39年 2 月24日国有財産中央審議会)	431
16-211	国有財産法の一部を改正することについて(昭和39年 2 月24日国有財産中央審議会)	431
16-212	国有財産の管理处分の適正を期するため国有財産に関する制度及びその運用について改善を要する措置如何(昭和40年10月20日大蔵省)	433
16-213	交換制度の運用の改善(案)(昭和41年12月 1 日国有財産局)	435
16-214	政府所有の日本航空株式会社の株式の処分価額について(昭和44年 8 月30 日国有財産中央審議会)	436
16-215	政府所有の電源開発株式会社の株式の評価について(昭和44年11月27日国有財産中央審議会)	436
16-216	都市及び都市周辺における国有地の有効利用について(昭和47年 3 月10日国有財産中央審議会)	439
16-217	現行国有財産制度の改正について(昭和48年 2 月 9 日国有財産中央審議会)	441
16-218	主要な米軍提供財産の返還後の利用について(昭和48年 4 月26日大蔵省)	443

xviii	目次	目次	xix
16-219	昭和48年4月26日付蔵理第2050号をもって諮問のあった「普通財産(土地)を売払いする場合の契約方式等の改正について」に関する答申書(昭和49年3月14日国有財産中央審議会)……………444	16-244	琉球水道公社の評価等について(昭和46年7月30日理財局国有財産総括課) ……485
16-220	国有財産法の問題点(昭和36年9月4日国有財産局国有財産第1課法規係) ……445	16-245	補償請求書の国籍別処理状況について(昭和31年3月31日) ……………486
16-221	国有未利用地を都市交通対策のため転用することについて(昭和37年5月15日閣議了解)……………447	16-246	連合国財産の返還に伴う損失処理について損害額算定時点に関する試案(昭和32年11月11日管財局外国財産課)……………487
16-222	国有財産管理の現状とその問題点について(昭和37年8月10日) ……………448	16-247	連合国財産の返還に伴う損失の処理又は損失の補償について(昭和33年10月1日管財局外国財産課)……………489
16-223	公共物管理法案要綱(昭和38年2月1日)……………449	16-248	「連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律」(昭和34年法律第165号)の施行に関する大綱方針について(昭和34年6月19日管財局外国財産課)……………495
16-224	宅地等造成地内に所在する旧里道, 畦畔等の処理促進について(昭和40年6月12日国有財産局)……………451	16-249	連合国財産である株式の損害補償請求事案に関する紛争処理の現況について(昭和35年6月14日管財局総務課)……………496
16-225	国の企業に属する国有財産(固定資産)の価格改定について(昭和30年8月29日管財局国有財産第1課)……………453	16-250	閉鎖機関朝鮮銀行, 台湾銀行の残余財産処理案に基づく計算表(昭和30年5月18日管財局特殊精算課)……………504
16-226	公共建物管理公社(案)について(昭和27年12月25日管財局国有財産第1課) ……454	16-251	閉鎖機関令及び在外会社令の一部改正法律案要綱(案)(昭和31年1月25日) ……504
16-227	建築交換の取扱について(案)(昭和34年12月3日管財局)……………455	16-252	鮮, 台銀の残余財産処理案について(昭和31年1月25日管財局)……………505
16-228	新官庁都市の建設と特別会計の新設(昭和37年8月31日)……………456	16-253	接收貴金属等の処理要綱案(昭和28年12月19日管財局特殊財産課)……………505
16-229	首都官衙整備計画(昭和38年8月29日管財局)……………457	16-254	接收貴金属等の数量調査表(昭和28年2月12日管財局特殊財産課)……………508
16-230	庁舎等特殊整備計画の変更及びこれに伴う特別会計改善の構想について ……459	16-255	「接收貴金属等の処理に関する法律案」(政府提案)と「接收解除ダイヤモンドの処理等に関する法律案」(議員提案)の調整について(昭和29年7月30日)……………508
16-231	昭和27年度(一般会計及び特別会計)公務員宿舎設置計画について(昭和27年5月26日管財局)……………460	16-256	返還方法について(昭和28年12月19日管財局特殊財産課)……………511
16-232	国家公務員のための国設宿舎に関する法律(昭和24年法律第117号)の改正について(昭和33年9月5日管財局)……………461	2	国有財産関係法
16-233	国設宿舎使用料の改訂について(昭和31年6月16日管財局)……………462	16-257	国有財産法(昭和27年6月30日法律第219号改正後)……………513
16-234	大臣公邸整理に関する件(昭和30年3月14日事務次官会議申し合わせ) ……464	16-258	国有財産特別措置法(昭和27年6月30日法律第219号)……………518
16-235	旧軍燃料廠(四日市, 徳山, 岩国)の活用について(昭和30年8月19日閣議了解)……………464	16-259	国有財産法等の一部を改正する法律(昭和28年8月10日法律第194号)……………521
16-236	旧軍港市転換法の運用について(昭和38年3月15日国有財産局国有財産第3課)……………465	16-260	国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭和29年6月14日法律第180号) ……523
16-237	昭和39年度における普通財産実態調査の方針について(昭和39年3月19日管財局)……………470	16-261	国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭和30年8月11日法律第159号) ……524
16-238	国際電信電話株式会社株式の処理について(昭和30年6月1日管財局) ……472	16-262	国有財産法の一部を改正する法律(昭和31年4月5日法律第64号)……………524
16-239	奄美群島復帰の手続きについて(小笠原群島復帰の参考資料)(昭和42年11月国有財産局国有財産第1課)……………474	16-263	国有財産法の一部を改正する法律(昭和32年5月17日法律第107号)……………525
16-240	小笠原諸島所在国有財産の当面の処理手続きについて(昭和43年3月国有財産局国有財産第1課)……………476	16-264	国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭和32年5月17日法律第108号) ……527
16-241	小笠原諸島に所在する国有財産の台帳価格について(昭和43年国有財産局国有財産第1課)……………477	16-265	職業訓練法〔抄〕(昭和33年5月2日法律第133号)……………528
16-242	琉球電力公社の復帰後の処理について(昭和46年7月1日理財局国有財産総括課)……………481	16-266	住宅地区改良法〔抄〕(昭和35年5月17日法律第84号)……………528
16-243	琉球電力公社の評価等について(昭和46年7月30日理財局国有財産総括課) ……483	16-267	国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭和36年3月20日法律第3号) ……528
		16-268	老人福祉法〔抄〕(昭和38年7月11日法律第133号)……………529
		16-269	国有財産法の一部を改正する法律(昭和39年7月1日法律第130号)……………529
		16-270	公営住宅法の一部を改正する法律〔抄〕(昭和44年6月10日法律第41号) ……531
		16-271	職業訓練法〔抄〕(昭和44年7月18日法律第64号)……………532
		16-272	国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律(昭和48年7月

27日法律第67号)532

Contents

Introduction

I Special Accounts37

1 Agenda of the Cabinet Meeting, Recommendations of the
Fiscal System Council and Other Records39

2 Laws Concerning Foundation of the Special Account57

3 Statistics, etc.107

II Government-Affiliated Agencies127

III Fiscal Investment and Loan171

1 Industrial Investment Special Account Law, etc.173

2 Repayment of the U. S. Assistance to Japan Debts, etc. Charged
to the Industrial Investment Special Account191

3 Revision of the Trust Fund Bureau System217

4 Separate Operation of the Reserves under the Postal Life
Insurance and Postal Annuity and Expansion of Their Scope271

5 Enactment of the Law Concerning the Special Measures for
Long-term Operations of the Funds in the Trust Fund Bureau
and the Revenues in the Postal Life Insurance and Postal
Annuity283

6 Revisions of the Deposit Rates and the Lending Rates of
the Trust Fund Bureau, etc.303

7 Government Guaranteed Bonds, etc.319

8 Supplement and Postponment of Fiscal Investment and Loan335

9 Local Public Loans and Short-term Operations of the Funds
in the Trust Fund Bureau349

10 Statistics377

IV National Property399

1 Administration and Disposition of National Property, etc.401

2 Laws Related National Property513

解 説

1 資料解説(1)―特別会計

柴 田 善 雅

「特別会計」の叙述卷は対象とするすべての特別会計の設置とその特徴、及び廃止されたものについてはその経緯について記したが、資料の利用にかかる原局の意向もあり、典拠や細かな経緯についてはほとんど省略せざるをえない特別会計がいくつか含まれている。また、資料卷についても、典拠となる資料の掲載について原局との見解の相違があり、結局、わずか16点の資料しか採録できないということになった。利用者のために行政資料の活字情報による公開を行うという点で、誠に不本意なものとなっている。本来なら、事業会計、管理会計、融資会計、保険会計、整理会計の順に、しかも叙述卷に掲載した特別会計の配列で編集すべきであるが、採録した資料の分量が乏しいため、そうした配慮が成り立たず、限られた資料を作成順に配列した。

1 事業特別会計

事業会計のうちの企業会計に分類される造幣局特別会計については、資料16-12「造幣局特別会計法の改正について(発行準備超過額の処理に関連)」と資料16-13「補助貨幣回収準備資金について」を収録した。造幣局特別会計は歳出歳入外資金として補助貨幣発行高に見合う補助貨幣回収準備資金を有しており、両方ともこの制度に関わるものである。後者で補助貨幣回収準備資金の制度の経緯と現状が解説されており有用である。前者は「造幣局特別会計法」の改正により、年度末

発行準備超過額を一般会計に繰り入れることによる特別会計余裕資金の取込みの提案に対する理財局国庫課の見解である。理財局はこの提案を受け入れられないものとしたが、昭和45年4月の特別会計法改正で、45年度より一般会計財源に寄与することとなった。

資料16-16「農政問題、国有林野問題についての報告」で、赤字の累積が進行する国有林野や事業特別会計の現状が報告されている。特別会計の経営の効率化が提案されている。しかしその後のさらなる円高の進行により、外材との市場での競争条件は悪化し、国有林伐採による売払い収入の増大は一段と困難とならざるをえない。

公共事業特別会計については、7点の資料を収録した。治水事業についての資料16-2「昭和32年度公共事業費局議資料(ダム整備事業特別会計の問題)」は、昭和32年度に設置される特定多目的ダム建設工事特別会計の設置に向けた、建設省側の予算要求に対する主計局の検討案である。これによると従来のダム建設事業を国が一元的に行うことで効率化を図ろうとする提案に対し、主計局はこの提案が他の特別会計設置要求に波及することを懸念しているが、負担金の会計処理上の利点として特別会計設置は望ましいともみており、この要求は32年3月「特定多目的ダム建設工事特別会計法」として公布され、32年度より施行された。その後のダム整備事業の拡大のなかで、その他の事業を特別会計に取り

込むこととし、資料**16-6**「昭和35年度公共事業関係省議資料(治水事業・治山事業)」では、35年度に「直轄治水事業特別会計(仮称)」の設立を認め、区分経理する方針が固まり、従来の事業を特定多目的ダム建設工事勘定とし、新たに特別会計に取り込む事業を治水勘定として区分経理する方針が示されている。そして35年3月「治水特別会計法」により35年度より治水特別会計が設置された。

港湾の公共事業については、従来一般会計で行われてきたが、特別会計により区分経理する要求が運輸省から出され、それを主計局で検討した。資料**16-3**「昭和34年度港湾整備事業重要問題局議説明資料(港湾緊急整備事業特別会計の新設)」によると、これまでの「航路等整備特別会計(仮称)」及び「特定産業関連港湾緊急整備事業特別会計(仮称)」の設置要求を経て、「港湾緊急整備事業特別会計(仮称)」が改めて提案されたものであり、要求では政府の長期経済計画の貿易拡大にもなう主要港湾整備の必要性と、受益者負担の特別会計への取込みによる区分経理の利点が強調されているが、主計局では従来の経緯に鑑み、整備対象港湾の限定による事業規模縮小により、特別会計設置をする方針を示していた。この方針は資料**16-4**「特定港湾施設工事特別会計法案要綱」として閣議決定され、昭和34年3月「特定港湾施設工事特別会計法」として、34年度より特定港湾整備事業特別会計が設置された。その後の港湾建設事業の投資拡大に対処して、36年度より港湾整備5カ年計画を施行するにあたり、大蔵省は資料**16-9**「港湾整備5箇年計画の作成について」で検討を加え、港湾事業の特別会計による事業拡張要求を受けて、従来の特定港湾施設工事特別会計の事業のほか一般会計所管の港湾事業を取り込み、前者を特定港湾施設工事勘定、後者を港湾勘定として、「港湾特別会計(仮称)」を設置するものとした。そして36年3月「港湾整備事業特別会計法」により36年度より港湾整備事業特別会計が設置され、

両勘定に区分された。

治山事業について、昭和35年度予算要求で農林省は従来の一般会計の治山事業を区分経理し「治山事業特別会計(仮称)」の設置を求めたが、主計局は従来の制度の拡充で対処する方針をとり、資料**16-6**「昭和35年度公共事業関係省議資料(治水事業・治山事業)」によると、国有林野事業特別会計に「特定治山勘定(仮称)」を設置し、この勘定は国有林以外の治山事業も対象とするものとした。その結果、35年3月「国有林野事業特別会計法」改正により、35年度より従来の国有林野事業を国有林野事業勘定とし、治山事業を新設する治山勘定で経理するものとなり、治山事業全般を所管するものとなった。このため国有林野事業特別会計は従来の企業会計のみならず、公共事業会計としての役割も果たすものとなった。

庁舎設置については「国有財産」資料編でも一部収録したが、庁舎整備の特別会計設置要求について、ここでも1点紹介する。資料**16-11**「庁舎等特殊整備特別会計(仮称)について」によると、国有財産局は庁舎の集約立体化及び再配置により官庁営繕工事を進め、また、その財源確保も併せて行うため移転跡地を国有財産処分し財源に取り入れ、従来の国有財産特殊整理資金特別会計を廃止し、新たに事業会計としての「庁舎等特殊整備特別会計(仮称)」を設置するものとした。この方針は主計局との間でかなりの議論がなされたが、最終的に昭和44年3月「特定国有財産整備特別会計法」公布により43年度より特定国有財産整備特別会計が設置され、この提案は実現をみた。その後の土地問題の解決の一助とするため、国有地の有効活用が方針として打ち出された。そのため特定国有財産整備特別会計の改組が提案された。資料**16-15**「特定国有財産整備特別会計の改組について」によると、理財局では特別会計を改組し、現行の庁舎整備を行う「庁舎等整備勘定(仮称)」と一般会計所属普通財産の再配置を行う「国

有地再配置勘定(仮称)」を設置し、後者により普通財産の土地の積極的な活用を図るものとした。国有財産行政の側からの土地問題への貢献を行おうとした提案であった。しかしこの方針は採用されず、特別会計の普通財産の活用を行うための改組はなされなかった。

2 管理特別会計・融資特別会計・保険特別会計

管理会計では食糧管理特別会計が歳入歳出規模で最も大きく、昭和33年度の調整資金制度と勘定区分の導入がなされた。ここで採録した資料**16-8**「食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案要旨説明」は食糧管理特別会計の食糧証券発行限度の「食糧管理特別会計法」による上限規程を廃止し特別会計予算総則に盛り込むこととした特別会計法改正の要旨である。この改正は35年12月法律改正で施行された。昭和40年代に入ると米の過剰生産が問題となり、その対策が講じられてきたが、農業政策全般からの米穀生産の見直しが検討されるようになった。資料**16-16**「農政問題、国有林野問題についての報告」は財政制度審議会でも検討したもので、米の生産調整と転作、米管理の改善が提言されている。しかし米価の引上げと一般会計による逆鞘の補填がその後も続き、生産調整が強化される。

管理会計として、政府が独占的に所管するあへんについて、昭和30年度に特別会計を設置し、そこで管理することとなった。資料**16-1**「あへん特別会計法案要綱」はその設置を打ち出した閣議決定である。30年6月「あへん特別会計法」により30年7月1日よりあへん特別会計が設置された。ただしあへんの需要は医療用にはば限定されるため特別会計の歳入歳出規模は小さなまま続き、主計局では

小規模特別会計として廃止の検討の対象とされた。

融資会計としては資料**16-7**「産業投資特別会計法の一部を改正する法律案要旨説明」を採録した。産業投資特別会計は旧米国対日援助見返資金特別会計から承継した出資・融資資産収入や特別減税国債収入のほか昭和33年度から産業投資特別会計外債の発行をおこなって、財源の確保をおこなってきたが、出資の増大に対処するため、一般会計からの繰入金により財源を確保する必要が生じた。そのため34年3月特別会計法改正で一般会計からの繰入れが制度化された。その後もそれが続くことになるが、この資料は36年3月特別会計法の改正による35年度補正予算の一般会計からの繰入れを規定したものである。以後は一般会計からの繰入れによる財源依存が一段と強まる。

保険会計の叙述編で多数の特別会計を紹介しているが、ここでは資料**16-10**「厚生保険及び船員保険特別会計への一般会計からの繰入れに関する規定の取扱いについて」のみを採録した。厚生保険特別会計と船員保険特別会計の短期保険としての前者の健康勘定、後者の療養給付の赤字が昭和30年度に発生し、それを両特別会計法の改正により30年度以降7カ年度間に一般会計から繰り入れることとして、30年度に繰入れを行った。別に31年度以降37年度まで「健康保険法」と「船員保険法」改正により一般会計からの繰入れを行い、特別会計法の規定を上回る繰入れを行ってきた。そのため資金運用部からの借入金も完済できた。特別会計法の規定と実態法の規定との違いを埋める必要があるため、このような指摘がなされた。

2 資料解説(2)―政府関係機関

小 野 沢 康 晴

1 公 社

専売公社，日本国有鉄道，日本電信電話公社の三公社は，戦前には政府の一部局ないし直営事業であったものが，マッカーサー書簡(昭和23年7月22日付)における，これら事業が公共企業体として組織されるべき，との方針のもとに占領下で公社化されたものである。叙述巻では三公社の制度的変遷と収支の概要を明らかにするという課題のもとに資料収集，執筆にあたったが，専売公社に関しては，かなりの分量に及ぶ専売監理官室の資料が利用できたのに対し，国鉄，電電公社については，制度的な問題に関するオリジナルな資料を発掘できず，執筆もほとんど『国の予算』等の二次的資料を利用している。そのような経緯もあって，資料巻についても，専売公社中心にならざるをえなかったことをあらかじめお断りしておきたい。

(1) 専売制度をめぐる議論，しょう脳専売廃止，塩業合理化

専売公社については公社という制度に関してその発足当初から民営化の議論があったことが注目され，時期としては占領期であるが，昭和24年7月12日の閣議了解によって大蔵大臣の諮問機関として臨時専売制度協議会が設置された。この協議会設置の背景として特徴的なことは，資料16-47「第1回臨時専売制度協議会における大蔵大臣の挨拶(案)」でも言及されているとおり，日本のたばこ産業への外資導入の議論が高まったことである。結果的には，資料16-48「臨時専売制度協議会報告」のように，将来は民営に移行すべきものとしても，現状では財政収入確保の点や農

家経済への影響等を考慮し，民営化は時期尚早とされたものの，資料16-49「臨時専売制度協議会小委員会報告」のような具体的な民営化案が小委員会のなかでは準備されていたことも注目に値しよう。専売公社の経営形態について審議を行ったものとしては，次に臨時公共企業体合理化審議会(吉田総理大臣の非公式な諮問機関)がある。同審議会では専売のみならず国鉄，電電の経営形態や，合理化方針等が審議され，専売公社については，財政専売としての役割から官業に戻すという案も論じられており，占領下における公社化やその後の民営化の議論とは考え方に大きな相違があることが特徴である。ただし結果的には公社という経営形態を存続するという結論になっている(資料16-50「臨時公共企業体合理化審議会答申」)。さらに昭和32年には岸総理大臣の諮問機関として公共企業体審議会が設置され，専売公社については，民営に適しているので，数個の企業体に分割し民営に移行することが望ましいとした(資料16-51「公共企業体審議会の答申について」)。このような答申を受けて，大蔵大臣の諮問機関として専売制度調査会が設置され，専売制度の改善について集中的に審議がなされることになった。同調査会は17回に及ぶ審議の結果，昭和35年3月25日の答申で，たばこと塩については専売制度を維持することが適当としたが，しょう脳専売については廃止が望ましいとした(資料16-52「専売制度調査会答申」)。この答申を受けてしょう脳専売廃止に向けての準備がなされることになったが，資料16-53「粗製しょう脳及びしょう脳原油収納価格及び売渡価格の引上げ並びにしょう脳専売の

廃止について」によれば，当初は38年度から専売廃止という考え方であったようであるが，実際には37年度からの廃止となった。しょう脳専売は，戦前日本統治下にあった台湾で，財政収入確保とくすの木の保護育成の見地から明治32年に始まり，日本国内でもしょう脳価格の維持等を目的として明治36年から開始されたものであるが，戦後には合成しょう脳やプラスチック等の新製品が天然しょう脳に代替し，コストや資源維持の面から専売制度を実施している意義がなくなり，ここに歴史を閉じることになったのである。

専売制度調査会での審議の後，専売公社の民営論は暫時議論されなくなったが，専売制度の内容に関しては，しょう脳と並んで塩専売のあり方をめぐる議論が専売公社の諮問機関である塩業審議会中心に行われている。その審議の焦点は，国際価格に対して割高なために，供給過多になる国内塩の整理合理化にあった(資料16-54「塩業審議会答申書」)。昭和34年の段階で，答申に沿っていったんある程度の整理合理化がなされたのであるが，その後もイオン交換膜製塩法の進歩や開放体制への移行という変化に対応して，昭和46年にも抜本的な整理が必要となった。その際の塩業審議会によって提出された整理方針は，塩田製法からイオン交換膜への転換，塩業を廃業するものに対する財政的な助成，塩業近代化達成後の塩専売の廃止，ということであり(資料16-55「塩業審議会答申(案)」)，塩専売制度の廃止に関しては別として，塩業の合理化については，臨時塩業近代化審議会の審査を経て，製塩企業は7社体制に集約されることとなった(資料16-56「臨時塩業近代化審議会答申」)。

(2) たばこ消費税制度をめぐる議論

また専売公社の経営制度以外の問題としては，昭和43年を中心に専売納付金制度をたばこ消費税制度に改めるという議論がなされている。この点については42年12月の税制調査会での43年度税制改正に関する答申のなかで，

たばこ製造原価上昇にともなう専売納付金の減少という事態を改善し，公社経営の合理化を促すために，納付金制度を消費税制度に切り替えることが適当との考えが示されて以降，各部署で検討がなされた。ただし大蔵省内部では消費税制度への移行について必ずしも賛成論ばかりではなかったのが興味深い。もちろんここに残っている資料は当時の議論の一部に過ぎず全体像を的確に反映しているかという点では問題もあろうが，たとえば主計局では，コスト要因に変動の激しい現状において，安定税率を設定するための予定原価の算出が困難であるといった点や，他の公社との均衡の問題，コスト増加から公社経営が赤字になった場合には結果的に財政でカバーする必要が生ずること，等の問題点を指摘し，消費税制度への移行に消極的なスタンスを示し，逆に地方たばこ消費税を納付金に統合する案を提起している(資料16-57「たばこ消費税(国税)制度について(未定稿)」)。また官房秘書課では労働関係や他の公社とのバランスの問題を指摘している(資料16-58「日本専売公社納付金制度の改正について」)。資料16-59「たばこ消費税制度について」は，それらの議論を専売監理官室で取りまとめた性格のものともみられる。この問題に関しては，財政制度審議会でも最終的に，公社経営合理化の必要性や財政収入の安定的確保，国と地方のたばこをめぐる税制の調整等の見地から，専売納付金制度をたばこ消費税制度に改めることが必要との結論に達した(資料16-60「専売納付金制度をたばこ消費税制度に改めることについての報告」)。しかし，自民党税調での消極論や，葉たばこ耕作団体等の関係団体の反対もあって合意に至らず，納付金制度は専売公社民営化まで存続することとなった。

なお国鉄，電電公社については，対象自体は大きいものの，執筆の際の資料としては『国の予算』等の二次的資料中心だったため，資料巻への掲載は見送った。

2 政府関係金融機関等

復興期・高度成長期には、「民間金融の補完」としての政策金融機関が数多く設立された。ここでの課題は政府関係金融機関の制度の変遷と収支の構造を明らかにすることにあったが、公庫の設立については行政というよりは政治の問題であり、設立時の省内での議論等を示す資料も若干は残っていたものの、それぞれが、その時点でどの程度の重みをもった資料なのかということの判断ができる状態ではなく、多くは利用ないし掲載を見送らざるをえなかったことをあらかじめお断りしておきたい。執筆に際しても、資料としては『銀行局金融年報』や各公庫史、国会の議事録等によったものが大半である。ここではまとまって残っていた沖縄振興開発金融公庫に関連する資料を中心に掲載することにする。

まず、国民金融公庫と住宅公庫については、設立自体は占領期であり、今回対象期間に関しては二次的資料中心であったために、資料巻への掲載を見送った。資料**16-61**「農林公庫の債券発行について」は、農林漁業金融公庫で、昭和38年に経営構造改善資金融通制度が設置されたときに、その実現までの過程で、農林漁業金融公庫に債券発行機能をもたせるという案に対して、銀行局が銀行行政や金融市場の観点から否定的な見解をまとめたものである。結果としては、公庫債の発行はこのときには実現しなかった。次いで中小企業金融公庫については、設立に関しては『銀行局金融年報』や公庫史によったため資料巻への掲載を見送った。制度改正としては中小公庫に債券発行を可能にする改正等が大きなものであったが、その点に関しては、省内の見方について、まとまった資料が発見できなかった。

以下、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫については、国会議事録や公庫史等の二次的資料を中心にせざるをえなかったため、資料

巻への掲載は見送った。次いで環境衛生金融公庫については、すでに昭和41年度予算要求の時点で設立構想が提示されており、それに対応して、既存公庫との調整困難等を理由に設立に否定的な対応がとられたことを示す資料がある(資料**16-62**「環境衛生金融公庫について」)。付記しておけば、重要度等の位置づけが明確にならないままに利用を断念した資料のなかには、新規公庫設立に対して否定的な見解をまとめたものが多かったことが特徴として指摘できる。

沖縄振興開発金融公庫に関しては、まず沖縄返還についての全体像が本シリーズの第11巻のうち「沖縄返還」で論じられており、資料巻でも第18巻に沖縄復帰対策要綱等の主要資料が収録されているため、それらを同時に参照していただきたい。沖縄返還に際して大蔵省が担当した分野は、沖縄における米国資産の引継ぎ問題、金融の一体化、財政の一体化、ドルから円への通貨交換問題等、多岐にわたったが、ここでは、沖縄振興開発金融公庫の設立にかかわる範囲に絞り、関係する資料を収録した。

資料**16-63**「琉球開発金融公社資産の琉球政府への移管に関する勧告」、資料**16-64**「琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会における琉球政府代表提案『琉球開発金融公社資産の琉球政府移管について』」は、沖縄振興開発金融公庫が承継した機関の一つである琉球開発金融公社の琉球政府への移管問題に関する資料である。琉球開発金融公社は「他の私的または公的財源からは得られない長期貸付援助を与えて、生産その他の重要事業を促進する目的」をもって、琉球復興金融基金(1950年設立)を継承して、1959年(昭和34年)に発足した米国の政府金融機関である。したがってその性格上、沖縄施政権の日本政府返還後は存続できないが、沖縄における金融や産業にとって、長期開発金融制度の断絶や混乱を生じさせてはならないという見地から琉球政府への移管が提案され、その際の移管先

として「琉球政府の政府関係金融機関」として、主として生産・サービス活動の発展のため、他の源泉より供給不可能な中長期資金を供給する金融機関(「沖縄開発金融公庫」、仮称)を設立するという構想が示されていた(同時に琉球政府の産業開発資金融通特別会計も承継する構想)。資料**16-63**は、琉球政府が高等弁務官との合意に基づき、日本政府を通じて日本銀行監事の鈴木源吾氏に依頼した調査による勧告である。このような琉球政府の構想に対する大蔵省内での検討の経緯が以下の資料の内容である。まず資料**16-65**「沖縄における金融機関のあり方について」では、銀行局の昭和45年5月時点の見解として、「本土復帰に際して、(沖縄の)政策金融は、特別会計も含めて、それぞれの内容に応じて、本土の政策金融機関に引き継がれていくのが適当と考えられる」としている。新規の政策金融機関設立に対する否定的な立場は、環境衛生金融公庫設立要求に対する対応と相通ずるものがある。しかし、同年8月になると、銀行局内部でも、琉球開発金融公社の今後に対して、「沖縄現地の意向としては、これを沖縄県の金融公社として利用して行きたいとする希望がきわめて強い」という認識のもとに、「沖縄復帰後の政府関係金融機関のあり方については、沖縄返還の基本的な政府の態度と関連するところが大きく、その基本的な政策を離れて政府機関のあり方を決定できない状況である」としている(資料**16-66**「沖縄復帰に伴う要処理事項」)。また同時点の理財局作成資料では、琉球政府財投機関の処理の問題として、本土対応機関に債権債務を引き継ぐ方式、沖縄のための地域開発融資機関を設立し財投機関の債権債務を承継させる方式、沖縄県に基金等を設ける方式の3つのタイプが考えられるとしている(資料**16-67**「沖縄復帰に伴う諸問題について」)。8月末時点での官房審議官室の取りまとめでも、政府金融機関を復帰後いかに取り扱うかという点について、「現行の沖縄の金融機関の業務をそれぞ

れの内容に応じて本土の政府関係金融機関に引継ぐ」という考え方と「新しい政府関係金融機関を時限立法で設けて、これに一括してあらゆる政策金融を行なわせる」という考え方との間で、メリット・デメリットが明確でなく、今後の問題としている。それに加えて、大衆金融公庫や各種資金融通特別会計の貸出し利率が、本土類似政府機関より低いことにとまなう問題等も指摘されている(資料**16-68**「沖縄の施政権返還に伴う諸問題」)。

さらに昭和45年11月段階になると、沖縄北方対策庁から具体的な「沖縄振興開発公庫」(仮称)のプランが示され、それをめぐる検討に入っている。その概要は資料**16-70**「沖縄開発金融公庫設立構想について」に収録したが、そのプランの問題点として銀行局では、①沖縄地域のみを対象とする総合的政策金融機関の設置は、あくまで経過措置として考えられるべきもので、別体系の政策金融機関が永続するならば本土との一体化の趣旨に反する、②国と県の共同出資という形は他の公庫と異なる扱いであって認めがたい、③総合公庫といっても日本輸出入銀行と公営公庫の業務は除外すべき、農林公庫、住宅公庫業務についても業務の異質性から除外した方が適当、④総合公庫としても監督官庁が多数になるのは問題、等が指摘された(資料**16-69**「『沖縄振興開発公庫』案の問題点について」)。資料**16-70**で示されているように、沖縄北方対策庁は沖縄開発金融公庫の設立を沖縄復帰対策要綱の第一次分(昭和45年11月20日閣議決定)に入れることを考えていたようであるが、ここで収録したようなさまざまな問題点が指摘されるなかで、最終的には第二次分(昭和46年3月23日閣議決定)に盛り込まれることとなった。以後、沖縄振興開発金融公庫(ただし沖縄復帰対策要綱第二次分の段階では沖縄振興開発公庫という名称だった)は、その要綱で示された基本的な方針に沿って設立されることとなったのである。

3 資料解説(3)—財政投融资

高 橋 隆 昭

1 は じ め に

財政投融资資金計画(略して財投計画)は、「財政投融资資金計画」、「財政投融资原資見込」、「財政投融资使途別分類表」という三つの表から成り立っている。このうち、本体といえるのが「財政投融资資金計画」で他の二つはこの「財政投融资資金計画」の付表といってもよいので、この「財政投融资資金計画」の形式について簡単に説明しておきたい。財政投融资資金計画は、一般会計予算書等がまず当年度の予算額、次に前年度の予算額、そしてその次にその増減額を示すという形をとっているのとは全く違った形式となっている。すなわち、財政投融资資金の供給源(原資という)を表の一番上に横に並べ、その資金の運用先の機関(財政投融资の対象機関)を表の左端に縦に並べて両者の対応関係を示した表となっている。

この表の左端に並んでいる財政投融资の対象機関の並べ方は昭和28年度から35年度までは、Ⅰ 民間への資金供給、Ⅱ 政府事業建設投資、Ⅲ 地方債と三つに分けられていた。Ⅰの民間への資金供給には、主として政府関係金融機関及び金融債が並び、その後、住宅公団、道路公団をはじめ次々と設立された各公団、特殊会社等が掲げられている。Ⅱの政府事業建設投資としては、国有鉄道及び電電公社のほか郵政事業などの事業を行っている特別会計が並んでいる。

昭和36年3月に資金運用部資金法が改正され、新たに使途別分類表が作成されることになったのを契機に36年度から財政投融资対象機関の並べ方が整理され一新された。区分と

しては(特別会計)、(公社)、(公庫等)、(公団等)、(地方公共団体)、(特殊会社等)に分けられ、その区分のなかでの各機関の順序は、使途別分類の順に並べられている。したがって、(公庫等)については、政府関係機関予算書の順番とは違って、住宅金融公庫が一番最初となっている。(公団等)についても住宅公団が最初となっているのもこのためである。また、昭和36年度から医療公庫、年金福祉事業団、地方公共団体等の欄に〔 〕の金額が計上されている。これは、厚生年金及び国民年金の還元融資を示すもので内書である。

財政投融资資金計画の原資としては、昭和28年度計画に「一般会計」、「見返資金」、「産業投資特別会計」、「資金運用部資金」、「簡保資金」、「公募債借入金」が計上されている。この原資については、年度によって違っていることがあるが、その経緯は次のとおりである。見返資金は米国対日援助見返資金特別会計からの投融资で昭和28年度限りの原資である。これは見返資金を承継して設置された産業投資特別会計の発足が当初昭和28年4月1日の予定から実際には8月1日まで遅れたことによるものである。一般会計の歳出のうち財投計画の原資として計上されているのは政府関係機関等に対する出資であるが、その金額は年度ごとに減少して、昭和32年度以降は原資として計上されていない。産業投資特別会計は固有の財源は次第に減少してきていたが、昭和32年度に資金が設置されて一般会計から繰入れが行われ、さらに一般会計から直接産業投資特別会計への繰入れも行われるようになって増加してきている。資金運用部資金は、郵便貯金、厚生年金及び国民年金の積

比較しての財政投融资の特殊性は原資面にあるといえるので大方の了承を得られることを願っている。

2 産業投資特別会計法等

産業投資特別会計(産投会計と略称)は、わが国の経済の再建、産業の開発及び貿易の振興を目的として昭和28年8月に設立された。その後、産業投資特別会計法については数多くの改正が行われ、また、関連する立法も行われている。その中で最も大きな改正は、37年9月の米国対日援助債務を産投会計で負担し返済をするための改正であり、他の一つが昭和60年6月に、産投会計の目的を「産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって投資を行うことにより国民経済の発展と国民生活の向上に資する」ことに改め、日本たばこ産業株式会社の株式の1/2と日本電信電話株式会社の株式の1/3を一般会計からこの会計に無償で所属替えをした改正である。37年9月の改正に関する資料については別に区分して収録し、ここでは、それ以外の主要なものについて収録をした。なお、60年の改正関係については本巻の対象期間外であるので割愛した。

産投会計は見返資金特別会計の資産及び一般会計からの日本輸出入銀行及び日本開発銀行への出資金を承継し、さらにその投資財源として特別減税国債の発行も予定して昭和28年4月から発足するようその法律案が第15国会に提案された。しかし、第15国会においては昭和28年3月14日に衆議院が解散したので産投会計法案は廃案となった。そこで、同法案に必要な字句の修正を加え、総選挙後の第16国会に再び提案され、28年8月1日に公布、施行された。資料16-71a「産業投資特別会計法」がその法律であり、資料16-71bは、同法案が再提出された第16国会における提案理由の説明である。

産投会計設置の目的の一つに特別減税国債を発行し、その収入金をもって投資財源とす

立金をはじめとする政府の特別会計の余裕金や積立金などの預託金の運用であり、その運用のうち5年以上のものが原資として計上されている。簡保資金は、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の5年以上の運用のものである。この積立金は資金運用部に預託されないで分離運用されている唯一の例外である。

昭和30年度にアメリカから余剰農産物の受入れ(「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」(第1次昭和30年5月、第2次昭和31年2月)に基づき借り入れた外貨資金約380億円)があったため、30年度及び31年度に余剰農産物資金融通特別会計の資金の貸付額が原資として計上された。

公募債借入金には政府保証債及び政府保証借入金と地方公共団体が民間から資金を調達する地方債が含まれている。この公募債借入金は昭和40年度から「公募債借入金等」に変更されるが、これは40年度からこの中に外貨債等と政府保証のない住宅公団の借入金が含まれることになったためである。さらに、昭和48年度から財政投融资計画の国会議決との関係で政府保証のない借入金及び公募地方債は除かれ、「政府保証債・政府保証借入金」に改められた。また、世銀借款や外貨債の発行が開始されたこともあり、世銀借款、政府保証外貨債、産業投資特別会計の外貨債発行による貸付金が「外貨債等」として31年度から39年度まで原資に計上されている。

本巻の「財政投融资」の資料としては、これまで説明してきた「財政投融资資金計画」の原資に関するものが大部分である。財政投融资の編成方針や編成過程、また、財政投融资の対象機関に対する運用面の資料についても収録に努めたが、そのような資料はまことに乏しく収録した資料に偏りが生じてしまった。そこで、各年度の資金区分別の財政投融资の追加などの関連資料の充実に努めたが、財政投融资の資料集としては利用上不便な面もあるかと思われる。しかし、予算や金融と

ることがあった。当時は均衡財政が続けられており国債の発行は認められていなかったが、昭和28年度予算において特別減税国債の発行を行うこととされた。このため、300億円の発行を予定した特別減税国債法案が第15国会に提案されたが、産投会計法案と同様に廃案となり、第16国会に発行規模を100億円減額して再提案され、昭和28年8月7日に公布、施行された。資料**16-72a**「特別減税国債法」がその法律であり、資料**16-72b**は同法案が第16国会に再提案された際の提案理由説明である。また、資料**16-73**「特別減税国債について」はこの特別減税国債の発行の条件や減税の限度と手続及び消化実績等について説明した資料である。昭和31年度から、バナナ、パイナップル缶詰、腕時計などの特定物資の外貨割当制限の結果、その輸入によって生ずる異常な利益を吸収し、これを産業投資の財源に充てることとされ、特定物資納付金処理特別会計が設置された。資料**16-74**「特定物資納付金処理特別会計法」がその設置のための法律である。

産投会計は、昭和28年度及び29年度においては開発銀行に対する貸付けも行われているが、その後は出資のみで運用されていたので、運用資産からの収入が減少し、その財源は先細りの傾向にあった。他方、昭和31年度の一般会計は日本経済の活況を反映して多額の自然増収が見込まれた。このため、31年度の一般会計補正予算により、産投会計に「資金」を設置し、一般会計からこの資金に繰入れを行い産投会計の投資財源の充実がなされた。資料**16-75a**「産業投資特別会計法の一部を改正する法律」がこの資金の設置のための産投会計法の改正であり、資料**16-75b**がその法律案の提案理由の説明である。なお、この資金の設置のための産投会計法の改正をめぐっては、国会において、繰り入れた資金が当年度のみならず翌年度以降にも使用されることから財政法(昭和22年法律第34号)第12条の会計年度独立の原則との関連についての議論

が多くなされている。資料**16-76**「産業投資特別会計資金設置に伴う資金増減実績」は、産投会計に設置された資金について一般会計からの繰入額とその運用益及び産投会計の投資財源として使用された金額の実績を示している。

昭和33年に日本は国際復興開発銀行(いわゆる世銀)に、電源開発株式会社のダム建設資金4000万ドルの借款を申し入れた。世銀からは、3000万ドルを外債で調達することを条件に1000万ドルの借款に応ずるとの回答があった。このため、資料**16-77a**「産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律」を制定し、34年1月に3000万ドルの第1回産投米貨公債を発行した。資料**16-77b**はこの法律案の国会における提案理由の説明である。第1回産投米貨公債はこのような事情により発行されることとなったので、国会においてはその発行の理由または必要性などについて多くの議論がなされている。しかし、民間債も含めて戦後最初に発行された日本の外債であり、その後の外債発行への道を拓いた意義は大きいものとする。

産投会計は前述したようにその投資財源に充てるため資金を設置してその資金に一般会計からの繰入れが行われた。しかし、昭和34年には、必要な投資財源を確保するためにその資金の未使用残高の全額を産投会計に繰り入れるとともに、一般会計から産投会計に50億円の直接繰入れを行うこととなった。この34年度の繰入れをはじめとして、35年度に120億円、37年度に230億円の繰入れが行われたが、この繰入れはいずれも産業投資特別会計法を改正し、附則として一般会計からの繰入れの規定を追加している。38年度の繰入れに際しては、資料**16-78a**の「産業投資特別会計法の一部を改正する法律」に示したように一般会計から産投会計の歳入への繰入れ及び資金への繰入れについて、「予算の定めるところにより繰入れるもの」とされ、繰入れのつど産投会計法の改正を行う必要はなくな

った。資料**16-78b**はこの法律案の国会における提案理由の説明である。

前に述べたように産投会計は昭和34年1月に第1回の産投米貨公債を発行したが、この時の発行の根拠法は資料**16-77a**「産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律」に示したように、発行額を33年度における3000万ドルに限定していた。その後、政府関係の外貨債としては、36、37年度に政府保証外貨債が電電公社、開銀、地方公共団体などによって何度か発行された。しかし、政府保証債よりも国債の方が発行条件等において有利であることなどから、今後は継続して産投会計において外貨公債を発行することができる体制を整えておくこととし、資料**16-79a**「外貨公債の発行に関する法律」が制定された。資料**16-79b**は同法律案の国会における提案理由の説明である。この法律では、発行限度や発行年度を法律では規定せず、予算をもって国会の議決を経た範囲内で、産投会計の負担において外貨公債を発行することとされている。資料**16-80**「外貨債の発行及び貸付実績」は、産投会計の負担において発行された外貨債の実績とその発行収入金の貸付先及び貸付金額、貸付条件を示している。

資料**16-81a**「経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律」はこの両特別会計を廃止し、その権利義務を産投会計に引き継ぐこととした法律で、資料**16-81b**はその法律案を国会に提出した際の提案理由の説明である。この両会計は設立後10年以上経過し、当初の貸付けも終わって回収金によって再貸付けを行っているが、その貸付原資も少なく、両会計ともその存続の意義が失われたこと、また、特別会計を整理統合して国の会計制度の簡素化をはかる目的などからこの二つの特別会計は廃止されることとされた。

3 産業投資特別会計の負担による米国対日援助債務等の返済

昭和28年に創設されて以来一般会計に代わって財政投融资計画の出資を担ってきた産業投資特別会計が、昭和36年から37年にかけて米国対日援助債務(いわゆるガリオア〔GARIOA〕-エロア〔EROA〕債務)の支払という大きな課題を負うことになる。

米国対日援助債務の返済で当時特に議論されたのは次の3点であった。

(1)ガリオア-エロアの債務性

ガリオア-エロアは援助であり返済すべき債務ではないのではないかという疑問。

(2)仮に債務としても返済すべき債務額

日本が受け入れた物資の金額はいくらで、そのうちいくら返済すべきかという問題。

(3)返済するとした場合の負担会計

国民は援助物資を受け取るときにその対価を支払っているので、仮に一般会計から税金で支払うとすれば国民は二重払いをするのではないかという議論。

資料**16-82**「米国対日援助債務の最終処理交渉」は、この(2)債務額4億9000万ドルが確定されるまでの経緯を明らかにするものである。資料**16-83**「協定作成交渉」は確定された債務額4億9000万ドルを利率2.5%、期間15年の延払いという合意を基に協定作成の交渉の経過を示すものである。このガリオア協定(正式には、「日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」)は、昭和37年1月9日に調印され第40回通常国会に提出され、5月4日に承認された。

しかし、同協定による支払を行うための産業投資特別会計法の改正案が第40回国会において不成立となり、このため賦払金の支払が遅れることとなったのでその一部を繰り上げて支払うこととなった。資料**16-84**「支払金の一部繰上交渉」はこの経緯を示すものである。資料**16-85**「日本国に対する戦後の経済

援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」は協定の全文と15年間の支払額の一覧表である。資料**16-86**「支払金の使途及び支払金の一部円貨払についての交換公文」は、交渉によって合意された際の覚書にある支払額の大部分の使途とその一部2500万ドルの円貨払い及びその使途として日米間の教育、文化の交流のために使用されることの確認のため交換された書簡である。

なお、この債務の支払は、特殊な債務であるため通常の借入金等の元利払いのように国債整理基金特別会計を経由することなく、産業投資特別会計から直接支払がなされた。具体的には、ドル払いの分は協定第1条第3項で「元金及び利子は、ワシントン・D.Cの財務省又はニュー・ヨーク連邦準備銀行に合衆国の法貨により支払う」となっているため、産業投資特別会計より日本銀行に支払のための円資金を交付し、外国送金を依頼する。日本銀行は円資金により外貨を調達し、ニュー・ヨーク連邦準備銀行内の米国指定の勘定口座に送金することとされた。また、円払いについては、協定第5条第1項に「合衆国政府が指定する者若しくは機関に支払うよう要請することができる」ことになっており、アメリカの要請に基づき日本銀行内のアメリカ銀行口座に支払がなされた。

資料**16-87**「ガリオア返済の問題点」は、昭和36年12月の日付があるので、36年6月にガリオア債務が確定し、協定の調印も間近となったので具体的な支払の検討がなされた資料である。見返資金を承継した産業投資特別会計で支払うことを前提とし二重払いの議論に対処できるよう種々の検討がされている。資料**16-88**「対米債務の支払計画について」は産業投資特別会計法の改正案が第40回国会に提出される際にこの資料によって対米債務返済の最終的な方針が検討されたものと考えられる。

米国対日援助は資料**16-82**「米国対日援助債務の最終処理交渉」に示されているように

援助総額は18億ドルほどになるが、そのうち最も大きなものがガリオアで食料、医薬品、肥料等の物資の供給であった。日本政府はその処分代金としての見返り円を取得するものであって、この見返り円の経理を明確にするために昭和24年4月1日付連合軍総司令部指令により「米国対日援助見返資金特別会計」が設置された。この指令は見返資金の設置及び運営の基本方針を示したもので、米独間のように協定の形態は採用されず、しかも対米債務となることが前提とされていながらそれには言及されていなかった(『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻の「見返資金」参照)。このため、政府は国会においては、「債務と心得る」という答弁に終始していた。資料**16-89**「米国の戦後対日援助が債務性を有するものであると考えられる根拠資料」は、この米国対日援助の債務性についての資料である。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案は前述したように第40回通常国会に提出され、昭和37年4月20日に衆議院大蔵委員会で可決され、参議院に送付された。参議院大蔵委員会では2回の審議ののち会期末の5月6日にも審議されたが、結局審議未了で成立するにいたらなかった。このため協定の発効と支払が遅れることとなったので、これにいかに対処すべきかが検討されたのが資料**16-90**「ガリオア処理協定の早期批准と賦払金の繰上支払について」である。資料**16-91a**と**91b**はその後8月に召集された第41回国会において審議され成立した「産業投資特別会計法の一部を改正する法律」とその法律案の提案理由の説明である。この第41回国会は、昭和37年8月という夏の暑い時期に召集され、15日間この法案の審議が行われ、9月1日に参議院大蔵委員会において可決された。その際に当時の田中大蔵大臣が特に発言を求めて「本国会は真夏に召集せられたにもかかわらず、終始慎重かつ熱心な御審議を賜わり、本案成立に格段の御協力を賜りましたことに

対して、深く敬意を表し……」と感謝の言葉を述べている。

昭和48年の1月はじめにアメリカはガリオア債務と余剰農産物借入債務について繰上償還を求めてきた。その理由は判然としなかったが、アメリカの意向が強いので産業投資特別会計を所管する理財局においてその対処方針を検討したのが資料**16-92**「ガリオア債務及び余剰農産物借入債務の繰上償還について」である。この資料では繰上償還を実施することは決定していないが、その後、国際金融局を中心に検討が重ねられアメリカの要請に応えることとなり、日米両国間で繰上償還の金額の試算が行われ最終的に確定した金額が資料**16-93**「確定繰上償還額」である。この繰上償還額は、ガリオア債務を負担し、余剰農産物資金融通特別会計の残余財産を承継した産業投資特別会計において支払うこととなる。しかし、産業投資特別会計には財源に余裕がないので一時的に産業投資特別会計で借入れをすることとし、その借入れと返済の計画を決定したのが資料**16-94**「繰上償還に伴う産業投資特別会計の借入・返済計画」である。これが決定されてのち、資料**16-95**「ガリオア協定及び余剰農産物協定に基づく債務の一括繰上げ償還について」に示すように愛知大蔵大臣が閣議においてこのことを報告している。資料**16-96a**、**96b**はこの繰上償還のための特別措置法とその法案の提案理由説明である。資料**16-97**「日本国とアメリカ合衆国との間の戦後の経済援助の処理に関する協定並びに第1次及び第2次農産物協定に基づく債務の繰上償還に関する交換書簡」はこの繰上償還に関して日本とアメリカとの間に取り交わされた書簡である。特別措置法が昭和48年4月27日に公布、施行され、4月30日にこの書簡が取り交わされたので、5月1日に繰上償還額の支払が実施された。

4 資金運用部制度改正関係

昭和26年3月末に預金部預金法及び大蔵省

預金部特別会計法が廃止され、新たに資金運用部資金法及び資金運用部特別会計法が制定された。この法律により大蔵省預金部の資産負債を承継して昭和26年4月に資金運用部及び資金運用部特別会計が発足した。その発足後、昭和48年度までの間に資金運用部の制度改正が次のように5回行われている。

- (1)昭和27年7月の資金運用部資金の運用対象の追加
- (2)昭和27年12月の簡易生命保険及び郵便年金の積立金の分離運用による改正
- (3)昭和29年3月の資金運用部経理制度の改正
- (4)昭和30年の改正
 - 預託金の預託期間の追加、資金運用部資金運用審議会の委員の増員及び資金運用部経理制度の改正
- (5)昭和36年の改正

預託利率の変更、年金資金について使途別分類表の作成及び資金運用部資金運用審議会の資金運用審議会への改組

資料**16-98a**、**98b**と**16-99a**、**99b**は昭和26年3月に公布、施行された「資金運用部資金法」と同法案の提出理由説明及び「資金運用部特別会計法」と同法案の提出理由説明である。本巻の対象期間が昭和27～48年度であり、この両法律はそれ以前に公布、施行されているが、資金運用部制度はこの両法律が基本となっており、その後にその改正が何度も行われているので、期間外ではあるがここに収録した。上記の資金運用部制度の改正の(1)の運用対象の追加は、「電源開発促進法」(昭和27年7月31日法律第283号)の附則第22項によって資金運用部資金法第7条第1項に十号及び十一号として電源開発株式会社の発行する社債及び電源開発株式会社に対する貸付けを追加したものであり、特に資料としては収録しなかった。また(2)の簡保資金の分離運用についての資料は別に収録してある。

資料**16-100a**と**100b**は「資金運用部特別会計法の一部を改正する法律」とその法律案

の提案理由説明で上記(3)の資金運用部経理制度の改正の資料である。資金運用部特別会計は前に述べたごとく、昭和26年4月に資金運用部と同時に発足した。この特別会計は実質的には預金部特別会計の後身であるが、その内容において預金部特別会計とは違う変更がなされた。預金部特別会計時代には、郵便貯金の収支は預金部の他の収支とともに預金部特別会計に帰属していた。昭和26年度に資金運用部特別会計の設置とともに郵便貯金の損益についてもその経理を明確にするため、資金運用部特別会計とは別に郵便貯金特別会計が設けられた。しかし、郵便貯金特別会計が設置されても、資金運用部特別会計と全く関係がなくなったわけではなかった。29年度の経理制度の改正がこのことを示している。資金運用部特別会計の決算上の剰余金は、附則第6項により当分の間一般会計に全額繰入ることとされていたが29年の改正ではこれを改め、資金運用部特別会計の剰余金は、郵便貯金特別会計の歳入不足を補填するためその不足額を限度として、予算の定めるところにより郵便貯金特別会計に繰り入れることとし、なお剰余の残額があるときには一般会計に繰り入れることとされた。

資料16-101aと101bは「資金運用部資金法の一部を改正する法律」とその法律案の国会における提案理由の説明で、上記(4)の昭和30年の資金運用部資金法の改正である。資金運用部の預託金については昭和26年の資金運用部の創設の際に預金部時代にあった普通預金認められずに定期預金のみとなった。その預託期間は最も短いもので3カ月とされ、最長期間が5年以上でその利率が年5分5厘であった。このため預託者側の便宜も考慮され、預託期間1カ月以上3カ月未満の短期の預託期間が設けられ、他方、長期の預託金について7年以上の預託期間が設けられ利率も年6分に引き上げられた。審議会については資金運用部発足の際に総理府の附属機関として資金運用部資金運用審議会が設置されたが、

その組織は、内閣総理大臣を会長、大蔵大臣及び郵政大臣を副会長とし、10人以内の委員をもって構成され、その10人以内の委員は関係行政機関の事務次官が中心でうち3人以内が学識経験者とされていた。30年の改正ではこの学識経験者の委員の人数が5人以内に増員され委員の数が12人以内とされた。

資料16-102aと102bは「資金運用部特別会計法の一部を改正する法律」と同法律案の提案理由説明である。昭和30年に資金運用部資金法の改正と同時に行われた資金運用部特別会計法の改正は資金運用部特別会計にとって根本的な改正で、資金運用部の国営の金融機関としての独立採算的な性格が打ち出されている。すなわち、第8条の改正により決算上の剰余金について一般会計への繰入れを取り止めて、運用資産の価額の減損の償却及びその減損の繰越しを補填してなお剰余があるときは、その全額を資金運用部特別会計の積立金として積み立てることとされた。また、第4条と第9条の改正により、運用資産の価額の減損を決算上の剰余または積立金によって償却できないとき、及び決算上生じた不足を積立金をもって補足することができないときに、一般会計の繰入れによる補填も廃止された。しかし、この改正においても郵便貯金特別会計への繰入措置が当分の間の暫定措置として残されている。しかも、附則第6項が全文改正されて、従前と異なり資金運用部特別会計に剰余が生ずるか否かに関係なく、郵便貯金特別会計の赤字は資金運用部特別会計の歳出によって補填することとされている。

資料16-103以下は昭和36年の資金運用部制度の大きな改正に関する資料である。資金運用部への預託義務があるのは、郵便貯金ばかりではなく、厚生年金やその他の政府特別会計の積立金及び余裕金についても同様である。それにもかかわらず先に述べたように資金運用部預託金のうち郵便貯金についてのみ、その収支不足を資金運用部が負担するということは、郵便貯金についての特別扱いとなる。

36年における資金運用部制度の大改正は、36年度からの国民年金の発足ということもあるが、このような預託金の間の不平等を解消することもその一因となっているものと思われる。資料16-103「資金運用部制度改正の問題点」は、預託金の預託利率をはじめ資金運用部資金の運用対象と運用利率、特別会計の経理制度特に郵便貯金特別会計の赤字について検討された資料である。この資料による検討ののち、昭和35年6月15日に開かれた資金運用部資金運用審議会に、資金運用部資金についての各方面からの要望やこのような問題のあることが報告され、審議の結果、審議会の中に学識経験者の委員5人による小委員会を設置しこれらの問題について検討が行われることになった。資料16-104「財政投融资及び資金運用部資金の運用に関する考え方」は、小委員会において大蔵省の考え方を示し説明した資料である。この小委員会においては、大蔵省のみならず、厚生省及び郵政省からもそれぞれ資料が提出されて説明がなされ、さらに関係者を交えず小委員会の委員のみによる審議が2回ほどなされている。資料16-105「資金運用部資金の運用に関する建議案の作業日程及び資金運用部資金運用審議会名簿」はその小委員会の審議の日程とその当時の資金運用部資金運用審議会の委員名簿である。これらの日程による審議が行われた後、昭和35年9月14日に、資金運用部資金の運用について資金運用部資金運用審議会会長から関係各大臣あての建議がなされている。資料16-106「資金運用部資金の運用に関する建議」はその建議書である。また、こののち、資金運用部資金の運用のあり方、特に昭和36年度から発足する国民年金の積立金の運用をめぐる各方面において論議がなされた。資料16-107「公的年金積立金の運用についての要望」が社会保障制度審議会の要望であり、資料16-108「国民年金積立金の運用について」が国民年金審議会の答申である。この国民年金審議会の答申を受けて、厚生省が国民

年金、厚生年金保険及び船員保険の積立金の運用について「年金積立金運用大綱」を作成し、これらの積立金について資金運用部に「年金特別勘定」を設けて運用することを厚生事務次官から大蔵事務次官に要望した。資料16-109「国民年金、厚生年金保険及び船員保険の積立金の運用について」がその内容である。この要望をふまえて昭和35年の年末に理財局において資金運用部の制度及びその運営の改善について具体的な検討が資料16-110「資金運用部制度及び運営改善要綱」によりなされた。この検討ののち、大蔵省が厚生省に国民年金の積立金等の運用のために特別勘定を設けることは必ずしも利回りの向上とはならないこと、郵便貯金特別会計の赤字繰入れは廃止するとともに7年以上の長期預託金についての利回りを年6.5%程度にまで引き上げること、また、年金資金等が国民生活向上の目的に運用されていることを明らかにするよう新たに用途別分類を財投計画表に添付することなどを説明したのが、資料16-111「国民年金積立金の運用のため資金運用部に特別勘定を設けることについて及び特別勘定の要望に対して考慮している方策」である。

この資金運用部に「年金特別勘定」を設けて国民年金の積立金を運用するということについては、年を越えて昭和36年に入っても大蔵省と厚生省間でなお折衝が続けられたが話し合いがまとまらず、大蔵省と厚生省の事務次官の間で電話による話し合いがされた。その話し合いとその後の厚生省からの回答について大蔵事務次官がメモしたものが、資料16-112「特別勘定に関する大蔵事務次官と厚生事務次官との話し合いについて」及び資料16-113「特別勘定に関する大蔵事務次官と厚生事務次官との話し合いについての厚生省からの回答」である。その後も「年金特別勘定」の問題は国民年金審議会や資金運用部資金運用審議会においても審議されたが、最終的には資料16-114「特別勘定問題の処理について」に

て明らかのように大蔵、厚生両大臣が内閣官房長官に委ねることとされた。

理財局においては、資料**16-115**「資金運用部制度及び運営等改善要綱」をもとに資金運用部資金法の一部を改正する法律案の作成作業を進め、法制局の審査を経て成案を得、昭和36年3月1日に第38回国会に提出した。法律案は、資料**16-116b**「資金運用部資金法の一部を改正する法律案の提案理由説明」に示すように3月2日に衆議院大蔵委員会において提案理由の説明がなされ、3月27日成立し、3月31日に資料**16-116a**に示す「資金運用部資金法の一部を改正する法律」が公布、施行された。

資料**16-117a**と**117b**は「郵便貯金特別会計法の一部を改正する法律」及び同法案の提案理由説明であるが、これは、資金運用特別会計及び郵便貯金特別会計の制度の根幹にふれる改正である。しかし、この法律及び提案理由説明をみてもそのことが理解しにくいと思われるので、この点について簡単に説明しておきたい。資金運用部特別会計法の附則第6項が削除されて、当分の間の暫定措置としてとられてきた資金運用部特別会計からの郵便貯金特別会計の赤字補填の措置がなくなった。また、一般会計からの繰入れの規定も削除(郵便貯金特別会計法附則第2項の削除)され、郵便貯金特別会計も独立採算の原則により運営されることとなった。これらと同時に、資金運用部特別会計法附則第7項と郵便貯金特別会計法附則第3項が削除されて、一般会計または資金運用部特別会計から郵便貯金特別会計の赤字補填のために繰り入れられた繰入金についての返済の必要がなくなった。資料**16-118**「郵便貯金特別会計に対する資金運用部特別会計及び一般会計からの繰入額」はこの繰り入れられた繰入額を示している。これによって、資金運用部特別会計と郵便貯金特別会計がそれぞれ独立した特別会計となったことになる。

5 簡易生命保険及び郵便年金積立金の分離運用並びに運用範囲の拡大関係

昭和26年3月末に公布され4月1日から施行された資金運用部資金法によって簡保資金(簡易保険及び郵便年金の積立金)は資金運用部において統合運用されることとなった。しかし、分離運用についての郵政省の希望はまことに根強いものがあり、昭和27年12月には分離運用が実現することとなる。この分離運用の経緯については、『昭和財政史—終戦から講和まで』第10巻の「預金部資金・資金運用部資金」の中に詳述されている。資料**16-119**「簡易生命保険及び郵便年金関係資金の逋信省による直接運用の再開について」は、この『昭和財政史—終戦から講和まで』第10巻の中に引用されており、また昭和32年10月に財務出版株式会社から発行された『財政投融资』にもその一部が(注)として掲上されている。これらの資料が作成されたのは本資料巻の対象期間(昭和27～48年度)外ではあるが、簡保資金の分離運用についての検討資料としては唯一のものでもありここに収録することとした。資料**16-120**「参議院本会議における資金運用部資金法に関連する簡易保険郵便年金積立金運用に関する決議及び池田大蔵大臣の発言」は、昭和26年3月に国会に提出された資金運用部資金法案が、年度末の26年3月31日の参議院の本会議において可決、成立したのち、「……能う限り近い将来において、郵政省にその運用権を移管し……」との文言の入った決議がなされ、これに続いて池田大蔵大臣が発言しており、その決議と大蔵大臣の発言内容である。

資料**16-121b**「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案の提案理由説明」に示すように昭和27年5月には「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案」が国会に提出され提案理由の説明がされている。その後この法律案は成立し資料

16-121aに示すように27年6月25日に公布され、28年4月1日から施行されることとなった。しかし、同時に国会に提出された「資金運用部資金法の一部改正法案」と「簡易生命保険及び郵便年金特別会計法の一部改正法案」は審議未了で廃案となった。このため、資金運用部資金法においては、簡易生命保険及び郵便年金の積立金を含む政府の特別会計の積立金の預託が義務づけられており、資金運用部資金法と簡易保険及び郵便年金の積立金運用法をめぐって大蔵省と郵政省の対立が続いた。その後、昭和27年12月に簡易生命保険及び郵便年金の運用に関する法律の一部を改正する法律案が参議院郵政委員会に議員提案された。法律案は参議院を通過したのち、衆議院において一部修正ののち可決され参議院に回付されて、参議院において衆議院の修正に同意して成立した。これらの経緯を示したのが資料**16-122b**「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由説明」、資料**16-122c**「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の提出及び提出理由の説明」である。このような経過を経て成立した法律は資料**16-122a**に示すように昭和27年12月17日に公布され、28年4月1日から施行された。

上記のような経過をたどって昭和28年度から簡保資金の独立運用が実施されたが、その運用範囲は保険契約者への貸付けのほかは地方債及び地方公共団体への貸付けに限られ、資金運用部資金の運用範囲に比べると限定されていた。このようなこともあって、郵政省側の運用範囲の拡大の希望が強く、昭和30年7月の法律改正により運用範囲が拡大された。その改正の法律が資料**16-123a**「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律」であり、資料**16-123b**がその改正法案の提案理由の説明である。その後、昭和36年度の資金運用部制度の改善等の際に簡保資金の運用範囲も再び拡大され

て、その運用範囲は契約者に対する貸付けを除き資金運用部資金の運用範囲と同じとなった。資料**16-124a**「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律」及び資料**16-124b**の改正法律案の提案理由説明がこのことを明らかにしている。

昭和38年に資金運用部資金の運用対象となっていない電力債が簡保資金の運用対象に加えられた。この電力債を簡保資金の運用対象に加えることは、民間保険との競合という特殊性から簡保資金についての利回りの向上の希望が特に強かったことによる。しかし、電力債については従来の運用対象とは性格の異なるものであり、この問題について資金運用審議会において検討がなされた。その検討の結果取りまとめられた意見の報告が資料**16-125**「簡保等の制度改正問題について」である。これによると、電力債への運用は認めているが、その運用は日銀保有の電力債を対象とする短期運用に限ることとされている。この意見をうけて理財局内部において検討されたのが資料**16-126**「簡保積立金運用法の改正について」である。資料**16-127a**「簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律」がこの電力債に運用範囲を拡大するための法律であり、資料**16-127b**がこの法律案を国会に提出した際の提案理由説明である。

6 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金積立金の長期運用特別措置法制定関係

財投計画についても予算と同様に国会の議決を経るべきであるとの議論が、昭和36年頃から主として国会の予算委員会や大蔵委員会においてなされてきた。その後、第65回国会の予算委員会における昭和46年度予算の審議に際してもこのことが取り上げられたこともあり、この問題についての検討を財政制度審議会が行うことになった。

財政制度審議会は46年7月以降審議を続け、

同年12月20日に中間報告をとりまとめて大蔵大臣に報告した。この中間報告が資料**16-128**「財政投融資計画と国会の審議との関係についての中間報告」である。さらに、第68回国会においても、昭和47年2月の衆議院本会議及び衆議院予算委員会においてこの問題が取り上げられ、水田大蔵大臣が前向きに検討する旨の答弁をしている。このため、47年に入って財政制度審議会において財投計画の国会議決の問題について検討が重ねられ、最終的に財投計画を国会の議決にかからしめることが望ましいとの報告を48年1月22日に大蔵大臣に行っている。これが資料**16-129**「財政投融資計画と国会の審議との関係についての報告」である。その具体的な方法としては、すでに国会の議決の対象となっている産業投資特別会計の産業投資支出及び政府保証による資金調達を除く資金運用部資金及び簡保資金につき、その5年以上の運用について特別会計の予算総則に規定することにより国会の議決対象とすることが適当であるとされている。

資料**16-130**「財投計画を国会の議決にかからしめる場合の問題点について」は昭和47年4月に理財局において、財投計画の国会審議の問題について検討された資料である。その内容としては、財投計画について国会の審議を経る必要があることを認め、その具体的な方法について、原資及び運用の両面からの検討がなされている。特に原資面については前述の財政制度審議会の最終答申にある資金運用部資金及び簡保資金の運用額を特別会計の予算総則で規定する方法がとりあげられていることが注目される。資料**16-131**「財投計画を国会審議にかけるための具体策(案)」は、財投計画を国会審議にかける場合のより具体的な方法についての理財局における検討資料である。その方法としては、資金運用部資金及び簡保資金の運用額を特別会計の予算総則で規定する方法によることとし、その際に必要となる法律の改正や予算総則の書きぶりに

ついて検討している。

財政制度審議会における財投計画と国会審議の関係についての審議が進み、昭和47年10月30日の財政制度審議会の法制部会において、資金運用部資金及び簡保資金の長期運用計画を国会議決の対象とする、との意見が大勢を占めたことから、47年12月に大蔵大臣に、これまでの経過、財政審の審議状況及び国会の議決の方法等について説明をした。資料**16-132**「財政投融資計画の国会審議について」がそのときの資料である。

昭和40年度以降、財投計画には計上されてはいないが、資金運用部資金によって新規発行国債の引受けが行われてきた(48年度以降は財政投融資資金計画の(注)に引受予定額が記されている)。この国債は長期(5年以上)の運用となるので国会議決の対象とする必要があり、その問題について検討したのが資料**16-133**「特別会計予算総則における国債の取扱いについて」である。資料**16-134**「財政投融資計画表の一部修正について」は国会議決との関係で必要となる財政投融資計画表の修正について説明している。財投計画の国会議決との関連で要請されたのが、財投計画の弾力的な運用の確保ということである。このために取られた措置が長期予定額についての弾力措置であり、他の一つが長期運用予定額の繰越しである。弾力措置については特別会計の予算総則に弾力条項を設けることとされたが、その検討資料が資料**16-135**「資金運用部資金等の長期運用予定額の弾力措置について」である。

財投計画の国会議決については法律上の措置をどうするかという問題があった。これについては資料**16-132**「財政投融資計画の国会審議について」の大蔵大臣への説明資料の中に「資金運用部資金及び簡保資金の長期運用に関する特別法の立法を行ない、両資金の長期運用は運用対象ごとに国会の議決を経なければならない旨を規定する」と書かれている。この方針のもとに資料**16-136a**の「資金運用

部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」が第71回国会に法律案として提出され、資料**16-136b**の提案理由説明がされたのち審議を重ね、昭和48年3月31日成立し、同日に公布、施行された。この特別措置法のなかに財投計画の弾力的運用のための措置として、長期運用予定額の繰越しの規定がおかれている。

7 資金運用部預託金及び貸出金利の改定等

資金運用部の預託金利は昭和36年度における資金運用部の制度改正により7年以上の約定期間の預託金について6.0%から6.5%に引き上げられた。しかし、この引上げは資金運用部資金法第4条第3項の預託利率を変更せずに、同法の附則によって約定期間7年以上の預託金に対し大蔵大臣が資金運用審議会の意見を聞いて定めるところにより特別の利子を付することとされている。このような方法をとったのは、一般金利水準の動向と資金運用部の収支の状況をみながら金利を弾力的に調整することができるよう配慮したものと思われる。いずれにせよこの特別利子は、昭和36年7月31日に開かれた資金運用審議会の審議、決定を経て、昭和36年8月14日に公布、施行された大蔵省令「資金運用部預託金の特別利子を定める省令」によって0.5%と定められ、36年4月1日から適用された。その後毎年大蔵省令によって特別利子が定められていたがその利率0.5%は47年9月にいたるまで10年あまり変わることがなかった。

昭和47年に入ると金融の大幅な緩和を反映して公定歩合をはじめ民間の長期貸出金利の引下げ等が行われ、47年8月から郵便貯金の金利も引き下げられることになり、資金運用部の預託金利及び貸出金利の引下げが検討されるようになった。資料**16-137**「資金運用部預託・貸出金利の引下げについて」はこのような状況のなかで資金運用部の預託、貸出の

金利6.5%の引下げについて検討した資料である。資料**16-138**「資金運用部預託金利引下げについて」は同じく資金運用部の金利引下げについての資料であるが、引下げ幅を0.3%として郵政省及び厚生省と金利引下げの交渉に入ることにふれている。その折衝の結果、郵政省及び厚生省と合意したのち、47年8月30日に資金運用審議会が開かれた。その審議会において、かねて厚生省から強く要望されていた還元融資枠の拡大について、資料**16-139**「年金資金等の運用について(案)」のとおりに還元融資枠を48年度以降1/4から1/3に引き上げることとし、あわせて47年9月以降の預託金の特別利子及び資金運用部資金の貸付利率の0.3%の引下げが決定された。この決定を受けて資料**16-140**「昭和47年度における資金運用部預託金の特別利子を定める省令」が9月1日に公布、施行された。

財投の運用対象機関については昭和47年8月1日に国民公庫、中小公庫、環衛公庫、医療公庫、北東公庫及び開発銀行の基準金利が8.0%から7.7%に引き下げられたが、9月1日からの資金運用部資金の貸付利率の引下げにともない、各機関の特別金利の引下げが問題となるにいたった。しかし、特別金利全体については48年度予算編成と並行して見直しを行うこととし、緊急に引下げが必要と考えられる還元融資、災害、公害等に関連するもののみを当面引き下げることになった。資料**16-141**「財投対象機関特別金利引下げについて」がその内容である。

昭和48年に入り金融は引締めの方角に向かい、4月からの郵便貯金の金利引上げにともない、資金運用部の預託及び貸付金利の引上げが検討されることになった。資料**16-142**「郵貯金利引上げに伴う資金運用部資金の金利改訂について」がその検討資料である。この検討がされた後、48年5月18日に開催された資金運用審議会に引上げ案が附議され審議、決定されて6月1日から資金運用部預託金の特別利子及び資金運用部資金の貸付利率

が0.3%引き上げられることとなった。資料**16-143**「昭和48年度における資金運用部預託金の特別利子を定める省令」が資金運用部預託金の特別利子引き上げの省令である。資金運用部の金利引き上げが6月1日に実施されたことにより、政府関係金融機関の金利引き上げについて理財局、主計局及び銀行局間で検討され調整が行われ、資料**16-144**「政府関係金融機関の金利の取扱について(案)」が取りまとめられた。これに基づき関係各省との折衝が行われ、8月1日から基準金利の引き上げが行われることになった。この金利改定に際しての大蔵大臣の発言要旨が資料**16-145**「政府関係金融機関の貸付利率の改定についての大蔵大臣発言要旨」である。

資料**16-146**「中期預金について」(昭和48年4月12日)及び資料**16-147**「中期預金について」(昭和48年6月15日)はいずれも中期預金の創設についての検討資料として銀行局が作成したものである。中期預金とは、民間金融機関の取り扱う定期預金について期間2年のものや3年のものを新たに認めるかどうかという問題である。上記二つの資料はこの問題についての検討資料であるが、4月12日作成の資料**16-146**は中期預金についての業界等からの要望もあり、内部において、これまでの経緯、中期預金のメリットと問題点などについて検討した最初の資料と考えられる。資料**16-147**の方は6月15日に作成され、中期預金についての考え方をあらためて整理した資料である。この資料の中では中期預金の創設の目的は預金者により有利な貯蓄手段を提供することにあるとしている。しかし、問題点として中期預金に見合って郵便貯金の定額預金の金利引き上げが行われる場合には資金運用部のあり方にも影響するなどの問題もあり慎重な検討が必要であるとも記されている。資料**16-148**「中期預金創設に伴う郵貯金利引き上げについての資金運用部からみた問題点」では、上記の銀行局の検討をうけて理財局において郵便貯金金利の引き上げと関連しての郵便

貯金特別会計の収支を中心に、資金運用部の預託及び貸付金利の引き上げ問題について検討されている。結局、中期預金は期間2年、金利6.5%で7月16日に創設され、郵便貯金の定額貯金について3年以上の期間について6.5%の金利が7月1日に新設されたが、資金運用部の預託、貸付金利の引き上げは行われなかった。

昭和48年度においては、預金金利の引き上げが4月の引き上げ及び7月の中期預金創設とワンセットでの引き上げに続き、10月と49年1月の4回実施された。資料**16-149**「郵貯金利の引き上げに伴う措置について」は、この10月の金利引き上げにともなう措置についての検討資料であるが、この検討の結果、定額貯金の付利方法について大蔵省から郵政省にその変更を申し入れている。すなわち、従来、定額貯金の既往の預入れ分についても金利引き上げの実施日以降、新しく引き上げられた金利を付すこととしてきたが、今回の金利引き上げの金利は、実施日以降に新しく預け入れられた分についてのみに適用するように改められたい、ということである。これは、郵便貯金特別会計の負担軽減のためと銀行預金とのバランスから是非改めてほしいと強い要望がなされた。この変更についての大蔵、郵政両省間の話し合いは難航し、結局、今回の金利引き上げについての付利方法は従来どおりとするが、今後引き続き検討するものとしてその収拾がはかられた。資料**16-150**「昭和48年度における資金運用部預託金の特別利子を定める省令」によって資金運用部の7年以上の約定期間の預託金については特別利子0.75%を加えて6.75%とこれまでの最高の利率となった。また、この預託金の特別利子と同時に、10月16日開催の資金運用審議会において貸付利率の6.75%への引き上げについても決定された。資金運用部の貸付金利が11月1日から0.25%引き上げられたこととともない、国民公庫、中小公庫、環衛公庫、医療公庫、北東公庫及び開発銀行の基準金利が0.3%引き上げられた。その後、

特別金利の引き上げについても検討がなされ、資料**16-151**「政府関係金融機関の特別貸付利率の改定について」に示されているように、金利が法定されているもの及び政策的にやむをえないと認められるものを除き11月10日以降0.25%の引き上げの実施について大蔵大臣が閣議に報告した。

昭和48年度の第4回目の金利引き上げは第5次の公定歩合の引き上げ(2%)にともなうものであったが、当時の物価の異常な高騰の状況のもとで、国民の貯蓄手段のうち中心的なものにつき思い切った措置をとることとされ、1年ものの定期預金が0.5%、2年ものの定期預金が0.75%と大幅な引き上げとなった。郵便貯金についても、定額貯金の1年6カ月以上、2年以上、3年以上のものについて0.75%の引き上げ幅となっている。このため、資料**16-152**「預金金利引き上げに伴う資金運用部金利の取扱いについて」によって明らかなように資金運用部の預託及び貸付金利についても0.75%の引き上げが検討され、48年12月29日に開催された資金運用審議会において0.75%の引き上げが審議、決定された。資料**16-153**「資金運用部預託金の特別利子を定める省令」が公布、施行されて、昭和49年2月1日から、資金運用部の7年以上の約定期間の預託金の金利及び貸付金利は7.5%となった。なお、郵便貯金の定額貯金の付利方法について今回(49年1月14日)の引き上げから引き上げ後の金利は新規預入れ分についてのみに適用することに変更された。しかし、この付利方法の変更にともなう郵政事務の混乱防止のため今回に限り一定期間の預替えの請求等について特例措置がとられることとなった。

8 政府保証債等

昭和20年8月に戦争が終わってのち、財政の再建が急務となり、連合国最高司令部からの指示もあってその方策の一つとして、それまで実施されてきた特殊会社等に対する財政援助を廃止して国庫負担の累増を防ぐことを

目的として、資料**16-154**「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」が昭和21年9月25日に公布、施行された。この法律案は資料**16-155**「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律案の提出理由の説明等」に示すように第90回帝国議会に提出され、21年7月30日に衆議院本会議において提出の理由の説明がなされ、8月8日に会計法戦時特例廃止等に関する法律案委員会において提出理由の説明及び逐条解説的な提出理由の補足説明が行われている。この法律の施行により会社その他の法人に対する政府保証は原則禁止となった。

その後、昭和28年度予算が、財政による経済自立と産業基盤の強化をその編成方針として編成され、その一環として過去の蓄積資金の使用(資金運用部保有国債の売却、資金運用部余裕金の使用等)及び特別減税国債や公社債の発行という公債政策がとられることとなった。公社債の発行としては、鉄道施設や電気通信設備の整備拡充を図るために国有鉄道及び電電公社に債券発行による民間資金の活用を認め、これに政府保証を付してその資金調達を容易ならしめることとした。この国有鉄道及び電電公社の発行する債券の政府保証の根拠規定となったのが資料**16-156a**「鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」である。資料**16-156b**はこの法律案の国会における提案理由の説明である。ところで、前述した法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の第3条には「但し大蔵大臣の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない」との例外規定がある。この但書の規定によらず特別の法律によって政府保証ができることとしたのは、憲法第85条により、政府保証が国会の議決事項であることから、単に大蔵大臣の指定で足りるとした第3条但書に問題があると判断されたものと思われる。なお、政府保証の限度額は一般会計予算総則に計上された。また、昭和30年代になると公庫、公団等についても

政府保証債が発行されるようになったが、これらの政府保証についてはその設立法に根拠規定が設けられている。

資料**16-157**「厚生年金基金の積立金の運用について」は昭和40年の厚生年金保険法の改正によって認められた調整年金の運用についての資料であるので、まず、調整年金について簡単に説明しておくことにしたい。調整年金とは、企業の行う年金制度で一定の要件を備えており、厚生年金保険との調整を認められているものが、「調整年金」と通称されている。改正後の厚生年金保険法によると、企業ごとに「厚生年金基金」が設立されその基金が厚生年金保険の老齢年金の報酬比例部分を代行することになる。このため、報酬比例部分の代行を行う基金はその報酬比例部分に対応する保険料を国庫に納付しなくてもよいことになる。これを免除保険料というが、この免除保険料は調整年金が実施されなければ、当然に厚生保険特別会計の歳入となり資金運用部に預託され財政投融资の原資となるはずである。このため、基金の収入となって積み立てられるこの免除保険料相当分の運用として、政府保証債等の購入について検討されたのが資料**16-157**の内容である。この資料で問題点としてあげられていることなどを含め大蔵、厚生両省間で協議が続けられ、両省間で次のような合意がなされた。

- (1)厚生年金基金の積立金のうち厚生年金代行相当分の運用は、国債、地方債、政保債及び厚生大臣が大蔵大臣と協議して定めるものに限る。
- (2)しかし、暫定措置として、調整年金制度の円滑な運営が確保されるまでは積立金のうち厚生年金代行相当分の1/3、以後は1/2とする。この移行の時期については、調整年金制度実施の実情に応じ両大臣が協議して定めるものとする。

資料**16-158**「国債の引受シ団、手数料等の政保債への波及について」においては、昭和40年度の歳入不足を補填するために国債が発

行されることになり、その国債を引き受けるシ団メンバーや手数料の取扱いについて政府保証債等と異なる取扱いがされた場合にそれが政府保証債のシ団や手数料等に与える影響についての検討がなされている。資料**16-159**「政保債及び公募地方債の償還期限の延長について」は、政府保証債及び公募地方債についてそれまで期間7年で発行されていたが、それを国債と同様に10年に延長するに際して理財局内部で検討された資料である。資料**16-160**「政府保証債等の弾力措置について」は、政府保証債等について昭和46年度から一般会計予算総則上の保証限度を50%増額して保証することができる、いわゆる弾力措置が設けられたことの背景等について説明したものである。

戦後の日本は資本蓄積が乏しく、外貨準備等も厳しい状況にあったため、外資の導入が急務であった。このためまず国際復興開発銀行からの外貨の借入れ(いわゆる世銀借款)をはかった。この借入れについて政府保証を付すことを世銀から要求されたので、そのために制定されたのが、資料**16-161a**「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」である。資料**16-161b**及び**161c**はこの法律案が昭和28年6月に第16回国会に提出されたときの衆議院大蔵委員会における提案理由の説明と提案理由説明の補足説明である。この法律に基づく政府保証がなされて最初に世銀から借入れを行ったのが開発銀行で、28年10月16日に借入れの調印が行われている。借入金は開発銀行から関西、中部、九州の各電力会社に転貸された。その後、道路公団、首都高速道路公団、農地開発機械公団、愛知用水公団、国有鉄道、電源開発株式会社が政府保証付きで世銀から借入れを行ったが、この法律の保証対象機関は開発銀行及び輸出入銀行に限定されていたので、それぞれの設立根拠法中の保証規定によっている。これらの借入れの借入額や償還額等を示しているのが資料**16-162**「国際復興開発銀行から

の政府保証借入額」である。なお、この「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」は昭和40年3月に改正が行われた。その主な改正点は次のとおりである。

- (1)政府保証外貨借入について、各法律にまたがっていた保証根拠規定を同法にまとめた。
- (2)外貨債への政府保証規定を新設し、従来個別の法律で規定されていたものをまとめた。
- (3)一般会計予算総則における保証限度額について、外貨借入及び外貨債発行の個別機関ごとではなく総額をもって計上できることとした。

9 財政投融资の追加及び繰延べ

財政投融资(財投と略称)は予算に比べて弾力性や機動性にすぐれているため、財投は景気調整機能を働かせやすいしくみとなっている。財投の当初計画の対前年度伸び率に示される当初計画の規模の大小も政府の景気調整の手段の一つと考えられるが、財投は、むしろ、年度途中における景気の変化に機動的に対処する要請に応えて、その機能を発揮してきたといえることができる。その手段としては、景気後退期における財投の追加であり、景気過熱の抑制を目的として実施されるのが財投の削減と繰延べである。

(1) 財政投融资の追加

財投の追加については、その追加額の全体について原資別に関連統計に収録したので、ここではその追加についての閣議決定等について収録した。

昭和36年度に入って7月の公定歩合の引上げ等の金融引締措置がとられたが、国際収支が改善しなかったので、36年9月26日に「国際収支改善対策」の閣議了解が行われた。この対策のなかにおいて「金融引締めに伴う中小企業へのしわ寄せを、極力防止するため、財政投融资の追加の措置を早急に実施する」

こととされている。この趣旨をうけて、国民公庫、中小公庫及び商工中金に財投の追加を行うこととし、36年9月29日に閣議に報告されたが、その資料が資料**16-163**「中小企業に対する金融対策について」である。昭和37年度には、国民公庫、中小公庫及び商工中金の政府関係中小企業金融3機関に対し3回の追加措置が行われた。その第1回が6月5日に6月～9月金融対策として実施された。これは短期の資金であったが同時に実施された市中保有の金融債の買上げとともに資料**16-164**「中小企業金融対策について」に示すように閣議に報告されている。

世界的なエネルギー革命の中にある石炭産業の合理化を促進しその長期安定を図るためには、昭和36年10月の閣議決定「石炭緊急対策」をはじめとして種々の施策がとられてきた。その後、37年4月に編成された石炭鉱業調査団からの答申に基づき、37年11月に資料**16-165**の「石炭対策大綱」が閣議決定された。この大綱の閣議決定ののち開発銀行の石炭産業向けの融資が拡充されるとともに、石炭合理化事業団、産炭地域振興事業団へ財投追加がたびたび行われた。資料**16-166**「中小企業に対する金融対策について」は、政府関係中小企業金融3機関による中小企業の年末金融対策の閣議報告の資料である。しかし、36年、37年の閣議報告と違って3機関の貸付計画の追加の報告となっている。38年12月からの約1年間に及ぶ金融引締めにより中小企業の経営が悪化し、倒産が増加しつづけるという事態がみられるようになった。このため、資料**16-167**の「当面の中小企業緊急対策」がとられることとなり、39年10月23日に閣議に報告された。その内容としては、政府関係中小企業金融3機関に財投を520億円追加して下期貸出計画を800億円増と大幅に拡大し、さらに市中金融機関の保有金融債を500億円買い上げる特別買オペを実施することとしている。資料**16-168**から資料**16-175**まではいずれも、中小企業金融の円滑化をはかるために、適時

に実施された政府関係中小企業金融 3 機関に対する財投の追加と 3 機関の貸出計画の増加についての閣議報告である。これらの資料をみると、政府が中小企業金融対策についても十分な配慮をしてきたことがうかがわれる。

(2) 財政投融資の削減及び繰延べ

資料16-176以下は、財投の削減及び繰延べについての資料である。削減は財投の計画額を減額するものであり、繰延べは計画額を翌年度に繰り延べるという性格のものである。この削減または繰延べは次のとおり昭和27～48年度間に 5 回行われている。

- (1)昭和29年 6 月29日の削減
- (2)昭和32年 6 月19日の繰延べ
- (3)昭和36年10月13日の繰延べ
- (4)昭和42年 9 月 8 日の繰延べ
- (5)昭和48年 9 月 7 日の繰延べ及び49年 3 月 16日の再繰延べ

昭和29年度の予算は、国内物価の引下げと国際収支の改善に努力するため、財政面においても緊縮方針がとられ、いわゆる 1 兆円予算が編成された。財投計画は前年度の当初計画を約13%下回る計画となっている。さらにその実行にあたっては支出の節減を行うことが決定された。資料16-176「昭和29年度予算の実施について」がその閣議決定の内容である。この閣議決定に基づき財投においても一般会計に準じて、原則としてその10%、公庫については 5 %を目標として資金の削減を行うことが資料16-177「昭和29年度財政投融資資金の削減について」のとおり閣議決定された。昭和30年から32年にかけての経済は旺盛な設備投資を中心に急激な成長をした。しかし、32年の年頭から国際収支が急激に悪化し、これに対処するために資料16-178に示す「国際収支改善緊急対策」が32年 6 月19日に閣議決定された。この閣議決定によれば、民間不要不急事業の徹底的削減、重要産業の事業計画の繰延べ等と並行して財投計画の総額の15%をめどとして繰延べを行うこととされ、6 月26日に各機関別の繰延べ要請額を発表した。

これが資料16-179「昭和32年度財政投融資繰延について」である。

昭和34年以降活況を続けてきた日本の経済もその成長のテンポが予想以上に急速であったため、36年に入ると再び国際収支の壁に直面した。このため、36年 9 月26日に資料16-180の「国際収支改善対策」が閣議了解された。これによれば、財政投融資及び公共事業費等についてもその一部の繰延べを実施することとされている。財投計画については、資料16-181「昭和36年度財政投融資計画の繰延べ予定額」のとおり機関別の繰延べ予定額が決定され、10月13日に大蔵大臣より閣議に報告されている。昭和41年以来拡大を続けて42年度当初から過熱気味に推移した経済情勢を背景に、公定歩合引上げ等の金融引締措置とともに財政面でも景気の抑制措置をとることとし、42年 9 月 5 日に財政の執行の繰延べについての閣議決定がなされた(この閣議決定の資料については、『昭和財政史—昭和27～48年度』第13巻「資料(1)」参照)。この閣議決定に基づき、財政の執行の繰延べについての実施計画を42年 9 月 8 日に大蔵大臣が閣議に報告している。資料16-182「財政の執行の繰延べについての結果報告」がその内容であり、資料16-183「昭和42年度財政投融資対象事業繰延予定額の機関別内訳」が、輸出振興、中小企業関係を除き事業費の 7 %を繰り延べとした各機関別の内訳である。

昭和47年に入ると日本経済は着実に回復し、下期からは上昇速度が速まってきた。このため、48年 1 月からの金融引締めとともに、48年 5 月及び 7 月の二度にわたる公共事業等の上期契約の抑制措置がとられた。しかし、物価の上昇、活発な民間設備投資など経済はなお拡大基調にあると認められ、財政面からの総需要抑制策として 8 月31日に財政の執行の繰延べについての閣議決定がなされた(この閣議決定の資料についても『昭和財政史—昭和27～48年度』第13巻「資料(1)」参照)。この閣議決定に基づき最終的に確定した繰延べ

予定額につき資料16-184「財政の執行の繰延べについての結果報告」のように 9 月 7 日に閣議報告がされている。この財投対象機関の事業費を原則として 8 %繰り延べることとした機関別内訳を示したのが資料16-185「昭和48年度財政投融資対象事業の繰延べ予定額の機関別内訳」である。しかし、48年10月中旬のアラブ産油国の原油生産の削減と原油価格の大幅引上げの決定という石油問題の発生を契機として、11月以降物価は異常な高騰を示した。このような事態に対処するため48年11月16日の「石油緊急対策要綱」の閣議決定に続き、12月22日に資料16-186の「当面の緊急対策について」が国民生活安定緊急対策本部において決定され閣議了解された。この緊急対策では財投対象事業についても一層の抑制をはかることとされ、資料16-187「当面の財政金融政策の運営についての大蔵大臣発言要旨」に示されているようにさらに1856億円の財投対象事業の繰延べが決定され、閣議に報告された。

10 地方債関係及び資金運用部資金の短期運用

(1) 地方債関係

財投計画における地方債(昭和48年度以降は地方公共団体)への資金の供給の構成比は当初計画でみると、昭和28年度の25%から48年度の20%と低下しているがそのウエイトとしては大きいものである。この地方債関係の資料は資料16-188以下に地方債の許可方針や理財局長から財務局長あての通達が収録してある。なお、「地方債」と通称されている地方公共団体の借入の方法について簡単に説明しておきたい。金融関係者が「地方債」というときには、地方公共団体が証券を発行して資金調達をすることを指していることが多い。しかしながら、地方債は地方公共団体の借入金であって(「地方財政法」(昭和23年 7 月 7 日法律第80号)第 5 条参照)、実際には地方公共団体が借入先に借用証書を提出して借

入れをする「証書借入れ」が多く、昭和48年度末の普通会計地方債の残高に占める証書借入れの割合は60%を越えている。これは、地方公共団体の現実の借入先として資金運用部資金、簡保資金及び公営公庫が大きな比重を占めているが、これらの資金のすべてが証書借入れの方法によるためである。また、地方債発行という言葉も証書による借入れの場合を含め一般に使われている。

地方公共団体が起債をするときには地方自治法第250条の規定により、当分の間、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。自治大臣が許可をしようとするときには、あらかじめ大蔵大臣と協議するものとされている(「地方自治法施行令」(昭和22年 5 月 3 日政令第16号)第147条及び「地方自治法施行令第174条の規定による地方債の許可に関する件」(昭和22年 7 月 1 日内務・大蔵省令第 5 号)参照)。この許可の協議について昭和26年に当時の地方行政調査委員会議の勧告を受けて昭和26年 2 月20日に閣議決定されたのが資料16-188「地方行政調査委員会議の地方債に関する勧告に対する措置要綱」である。この措置要綱は、現行の運用形態の原型ともなっており、基本的には現在もその趣旨が受け継がれているので、本資料巻の対象期間以前ではあるが、ここに収録した。許可協議の運用は実際には次のように行われてきた。地方債許可の基準として毎年度、自治大臣と大蔵大臣が協議して、地方債計画及び地方債許可方針を定める。個別の起債許可は、地方公共団体の申請を審査して団体別事業別に決定する。その場合原則として、都道府県及び指定都市については自治省、大蔵省の本省間で協議、決定し、市町村については、自治・大蔵両省間の協議により配分される都道府県別事業別の枠の範囲内で、都道府県と財務局、財務部間で協議、決定する。

窮迫する地方財政に対する応急措置の一つとして昭和30年12月29日に「地方財政再建促

進特別措置法」(昭和30年法律第195号)が公布、施行された。資料**16-189**「退職手当債許可方針及び資金運用部退職手当債資金融通要領について」はこの法律の第12条により起債が認められた退職手当債の許可方針及びその融通要領について理財局長から各財務局長に出された通達である。資料**16-190**「財政再建債許可方針」は一般には認められないが、特別措置法により再建団体に起債の認められた財政再建債についての許可方針である。昭和30年度に地方財政再建のための特別措置法が施行されてのち、地方債に対する考え方が、償還見込の重視と地方債を一般財源の補填とする考え方の放棄や公益企業優先などのように変化してきた。資料**16-191**「昭和31年度地方債許可方針について」にはこのような地方債についての変化がみられる。

昭和36年の資金運用部資金法の改正にともなう、厚生年金還元融資と国民年金特別融資のうち地方公共団体の借入れ分については地方債計画に計上することとされ、特別地方債として特掲することになった(36年度から47年度までは財政投融资計画上でも一般地方債と特別地方債が計上されている)。資料**16-192**「昭和36年度地方債計画運用の基本方針等について」はこのような変更が行われて最初の許可方針等である。資料**16-193**「昭和37年度の特別地方債及びこれにかかる厚生年金保険積立金還元融資又は国民年金特別融資の運用について」は、特別地方債の融資は厚生、自治、大蔵3省の協議によって決定されているので、そのための通達である。資料**16-194**「昭和48年度地方債の繰延べについて」は48年度の財投の繰延べに關しての地方債の繰延べの方法等についての通達である。

(2) 資金運用部資金の短期運用

資金運用部資金の5年以上の長期運用については財投計画に計上して運用される。しかし、資金運用部資金はすべて5年以上の長期に運用されるわけではない。5年未満の運用については財投計画には計上されないが、資

金運用部資金法の規定に従って運用されている。このような短期の運用は運用期間の長短によって二つの形態に分けられる。

資金運用部資金の運用については、その運用計画を資金運用審議会の議に付すことが必要であるが、1年未満の債券運用及び年度内の貸付等については、大蔵大臣があらかじめ資金運用審議会に諮らずに運用をおこない、翌年度の資金運用審議会に運用の実績報告を行うこととされている短期運用がある。この短期運用については、資金運用部発足後の第1回資金運用部資金運用審議会において決議され、昭和36年に改組された資金運用審議会においては36年7月31日に開かれた第1回の審議会において決議されている。資金運用部資金のなかには預託と運用のズレによって一時的に滞留する資金や短期の預託金、さらには、預託が財投計画の原資として見込んだ以上に預託された場合に生ずる資金などが含まれている。これらの資金についても運用する必要があるが、長期運用が予定されていないので短期運用とならざるをえない。そこでこれらの資金について短期国債などによる短期運用が行われている。資料**16-195**「資金運用部保有短期国債等の推移」がこの短期運用を示している。この資料をみると昭和47年度末に短期国債が大きな増加となっており、短期国債は利回りが低いので、これが47年度に資金運用部特別会計の収支が赤字となった理由の一つと考えられる。また、1年以内の債券の運用として資料**16-196**「資金運用部資金及び簡保資金による中小企業金融対策のための債券売買」に示したような債券への運用がある。これは中小企業金融の円滑化のために必要な資金を供給する目的で、1年以内に償還期限の到来するもの、または1年以内の売戻し条件が付してあるものについて市中保有の債券を買い入れたものである。

運用期間が5年以上の長期運用予定額と上記の短期運用の中間の期間、すなわち、1年以上5年未満の期間の短期運用(年度を越え

る貸付を含む)がある。この短期運用は、国会の議決は必要ないが、あらかじめ資金運用審議会の議に付すことは必要である。資料**16-197**の「資金運用部資金の年度越短期貸付の推移」は1年以上5年未満の運用のうち年度越短期貸付の状況を示したものである。なお、この資料によると昭和47年度及び48年度末に外国為替資金について5000億円という大きな借入れがなされているが、これは、46年8月以降の外貨準備高の急激な増加などの事情によるものである。この年度越短期貸付のうち交付税及び譲与税配付金特別会計に対する貸付けは地方財政対策としての措置によるものであるため、資料**16-198**「資金運用部資金の地方交付税及び譲与税配付金特別会計に対する貸付状況」によって、その借入れ及び償還の状況を詳しく示した。短期運用決議の範囲を越える運用として年度越短期貸付以外のものは、その大部分が債券の運用である。債券の短期運用については、もっぱら量的な資金の供給を行うことを目的とする場合と、特別の政策目的のために資金を供給する場合とがある。資料**16-199**「資金運用部資金による金融措置」は特別な政策目的をもった資金運用部資金による金融債の購入で昭和38年度から47年度まで実施された。その運用は、資金運用部資金によって利付金融債と割引金融債を一定の割合で購入し、その後3年間に均等に償還・買戻しを行うとともに、この金融債の購入資金によって、各銀行が融資を行った。なお、自主流通米金融措置は性格が異なっており、自主流通米の集荷、販売等のための金

4 資料解説(4)―国有財産

第5巻「国有財産」編の典拠資料を中心に、主要なものを収録した。「国有財産法」、「国

融を農林中金が実施するについての補完の金融措置で、資金運用部が買い入れた割引農中債の保有期間は3カ月～6カ月の短期であった。

11 関 連 統 計

財政投融资については、年度別、年次系列別に各種の統計が作成されているが、本シリーズ第19巻「統計編」に「年度別財政投融资計画と実績」をはじめその主要なものは収録されるので、本巻には「統計編」と重複しないように最小限の統計を収録することとした。

資料**16-200**「財政投融资計画の追加」は「9 財政投融资の追加及び繰延べ」でも述べたように、財投の弾力的運用として行われた各年度の財投の追加について年度別に原資別に示したものであり、「統計編」の各年度の「財政投融资計画と実績」の当初計画から改定計画にいたる経緯を示すものである。

資料**16-201**「産業投資特別会計投資計画及び実績等」は統計編の「産業投資特別会計資金状況」が貸借対照表(ストック)を示しているのに対し、投資の年度別の増加額(フロー)を示している。

資料**16-202**「資金運用部預託金残高及び運用資産残高の推移」は「統計編」に収録されている「資金運用部資金状況」と重複する内容であるが、預託金についてやや詳しくなっており、また、運用資産については政府関係機関及び公団等の法人について債券と貸付けに区分して運用先別の内訳が示してあるので「統計編」を補うものとして収録した。

柴 田 善 雅

有財産特別措置法」等の改正や、国有財産中央審議会の答申で総括的な国有財産行政の方

針を跡付けることができる。「国有財産」編では、行政財産のうち庁舎行政の掲載を見送ったが、本資料巻では庁舎管理处分の資料を一部ではあるが採録した。それにより行政財産についても、叙述卷の欠落を補うことができよう。普通財産ではとりわけ返還領土財産の資料紹介に重点を置いた。その他の国有財産行政の連合国財産補償、閉鎖機関、接収貴金属の資料も一部掲載した。この解説では、最初に国有財産行政の総括的な資料を紹介し、ついで行政財産関係、普通財産関係、及びその他の「国有財産法」体系以外の業務の順に配列した。

1 国有財産中央審議会答申と管理处分全般

国有財産中央審議会は昭和31年4月閣議決定の資料**16-203**「国有財産審議会の設置について」により設置された。その32年3月答申の資料**16-204**「現行国有財産制度自体についての改善策および国有財産の管理处分に関する基本的諸問題についての対策」は、国有財産行政が抱えている多くの問題点を指摘している。大蔵大臣は国有財産を総轄する立場から、改善すべき点として、余剰財産の用途廃止、官庁庁舎の立体化、集約化、特別会計所属財産の管理处分の調整、国有公共物の管理の適正化を必要とされ、さらに個別管理处分の問題点として国有財産台帳整備等の要検討項目が列記されており、また国有財産管理处分の基本的諸問題の検討が行われ、貸付財産、未利用財産、処分方式の改善等が打ち出され、そのほか普通財産実態調査の必要性が謳われている。この答申のなかで言及された論点の多くは、以後の国有財産中央審議会で個別に検討されることとなる。この資料はこの時期の国有財産行政の有用な解説となっており、長文であるが全文採録した。次に行政財産の庁舎については、32年12月答申の資料**16-205**「国の庁舎等を使用又は収益させる場合の取扱の基準について」で、庁舎の使用また

は収益させる場合の基準を定めた。普通財産の処分に際しては、その売却価格が問題となるが、その評価基準の方向が打ち出された。それが34年5月答申の資料**16-206**「普通財産売払評価基準要綱」である。また普通財産の実態調査が行われることになるが、そのあり方について35年度の処理方針の概要を、34年9月答申の資料**16-208**「昭和35年度以降における普通財産の実態調査について」で知ることができる。米軍による東京の中心部の接収が行われていたが、その個別利用方針を固めた上で解除を求めていたが、その一例として両院議長公邸用地と、最高裁判所敷地の確保の答申の資料**16-207**「『ジェファークソン・ハイツ住宅地区』の一部を衆議院議長公邸及び参議院議長公邸の敷地等とすることについて」と資料**16-210**「最高裁判所の敷地として『旧パレス・ハイツ住宅地区』の一部を所管換することについて」があり、都心の返還可能な土地を公邸や庁舎として積極的に活用しようとしたものである。

昭和40年代の国有財産行政は管理处分の適正化を一段と求められ、そのために資料**16-212**「国有財産の管理处分の適正を期するため国有財産に関する制度及びその運用について改善を要する措置如何」(40年10月)を諮問し、具体的には、処分の相手方の選定方法、用途指定を付する範囲及び用途指定の実効を確保する方法、財産の評価方法が検討された。さらに国有財産局は資料**16-213**「交換制度の運用の改善(案)」により、国有財産の民間に対する有効利用を促進するため交換制度の改善を図ることとなった。政府出資法人はいくつもあるが、そのうちの民間に対する株式売却により、民営化と産業投資特別会計の財源調達を併せて行うこととなった。その売却価格については、上場株式と未公開株のいずれについても、国有財産中央審議会で検討し、売却価格の妥当性を確保した。上場株式としては日本航空株式の処分があり、それについては資料**16-214**「政府所有の日本航空株式会

社の株式の処分価額について」で、未公開株式としては電源開発株式の処分があり、それについては資料**16-215**「政府所有の電源開発株式会社の株式の評価について」で、売却適正価格を決定した。高度成長のなかで都市化が急速に進み、都市部の国有地の有効利用を図るため、資料**16-216**「都市及び都市周辺における国有地の有効利用について」で、未利用国有地の都市再開発に寄与する積極的な活用方針が打ち出された。そして過密化や公害問題への対処として、防災・生活環境保全等のためのスペースの確保が打ち出された。さらに48年1月の日米安全保障協議会で米軍の関東所在基地の整理統合方針が打ち出され、それによって発生する国有地の有効活用の方針が、48年4月に資料**16-218**「主要な米軍提供財産の返還後の利用について」で諮問された。これによる府中空軍施設・キャンプ朝霞・立川飛行場等の2000ヘクタールの国有地の処理については、その後52年2月の「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」の答申で、3分割方針が打ち出され、当面の利用方針が確定された。

これらの国有財産中央審議会への諮問と答申を通観することで、国有財産行政の主たる方針が分かるが、法令上の問題点も指摘されており、たとえば昭和36年9月の国有財産局の作成した資料**16-220**「国有財産法の問題点」では、旧「国有財産法」の規定を踏襲しているため、現在の現状と理念に則した規定をおいておらず、財産の効率的運用確保に関する規定もない等の不備があり、そのほか逐条にわたり問題点が指摘されている。これを一挙に改正するのは、現実的に困難であり、これらの問題点を踏まえて、一部改正が行われる。39年2月の国有財産中央審議会答申の資料**16-211**「国有財産法の一部を改正することについて」で、大蔵大臣の国有財産行政の総合調整機能の強化を盛り込み、閣議決定無しで総合調整を可能とし、公共用財産及び皇室財産の増減に関する国会議決の金額限度を

引き上げ、皇室用財産の増加で予算に関係しないもののみを国会の議決の対象とすることとし、特別会計所属普通財産の管理处分についても大蔵大臣に協議して行うものとする等の点が改正された。さらに48年2月の国有財産中央審議会答申の資料**16-217**「現行国有財産制度の改正について」により、「国有財産法」と「国有財産特別措置法」の改正が提起された。その改正点は、無償貸付の範囲の拡大、地方公共団体への減額譲渡及び減額貸付の範囲の拡大、用途廃止した公共用財産の地方公共団体への譲与、居住の用に供している特定普通財産の当該特定普通財産の使用権利者への処理の特例、売払いのほか譲与する場合にも用途指定を付す等が、新たに規定されることとなった。

2 行政財産

主たる行政財産には庁舎、宿舎があるが、庁舎については、昭和32年5月「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」が公布され、これに基づいて特定庁舎の立体化・再配置を促進する特定整備計画を進めるものとなった。そして33年度特定庁舎等整備計画が閣議決定された。庁舎行政については先に紹介した資料**16-205**のほか、講和後早期に公共建物管理公社の構想がみられた。資料**16-226**「公共建物管理公社(案)について」によると、建設省が「公共建物管理公社(案)」で合同庁舎の一元的管理を行う特殊法人の設立を提起し、政府がその「公社」に庁舎ビルを現物出資し、政府が「公社」に貸付料を支払うというものであった。これにより維持管理体制が明確化し独立採算制が貫かれるとみていたが、管財局では管理方式の不備を公社方式で解決するのは妥当ではないとみて、積極的な賛成の立場を取らず、この構想は流れた。

庁舎営繕予算が十分ではないため、管財局は建築交換方式で庁舎取得を行い、民間等からの庁舎建設との国有財産の交換で、庁舎取得を実現してきた。建築交換の取得額が多額

になるに及び、その予算措置との関係で問題点が指摘されるものとなった。そのため管財局は主計局と協議し、建築交換の取扱方式を改めることとなった(資料**16-227**「建築交換の取扱について(案)」)。これによると今後は原則として1件2000万円を超えないもののみを建築交換で取得することとし、それを上回るものについては庁舎等特別取得費に計上して取得するものとした。

庁舎取得の財源としては国有財産特殊整理資金特別会計が昭和32年度に設置され、国有財産の売払い収入を取得財源とする制度が存在したが、この特別会計はほとんど機能していなかった。そのため特別会計改組が検討されることになる。管財局側の提案として資料**16-228**「新官庁都市の建設と特別会計の新設」がある。これによると行政管理庁・首都圏整備委員会による新官庁都市建設構想に対応して、大蔵省の国有財産総括の立場から総合調整を行うが、多額の建設予算の確保が必要であり、一般財源によらない特定財源を確保するため、「国有財産整理資金特別会計(仮称)」を設置し、国有財産特殊整理資金特別会計を廃止し、新設特別会計により不要国有財産の売却収入で建設財源の確保を図ろうとするものであった。この構想は多面的な検討を必要とし、さらに「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」の改正により、その法律の目的に「都市再開発の推進」を追加することも提案された(資料**16-230**「庁舎等特殊整備計画の変更及びこれに伴う特別会計改善の構想について」)。そして新設する特別会計の性格について、事業会計とし特殊整備計画を統一的かつ弾力的に執行するか、資金会計とするかの比較が行われ、後者であれば従来の特別会計の拡充にすぎないため、事業会計の選択に傾いていたようである。その後管財局と主計局とで特別会計設置についてかなりの判断の違いがみられたが、庁舎整備を行う特別会計は庁舎行政上必要であるため、44年3月「特定国有財産整備特別会計法」が公

布されることになる。併せて同日に「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」も改正され、所管する財産の範囲を拡大し、特定国有財産整備計画に従来の庁舎計画を切り替えた。

公務員宿舍行政は、「国家公務員のための国設宿舍に関する法律」(昭和24年法律第117号)により設置されてきた。そして毎年度宿舍設置計画により設置が行われた。ここでは資料**16-231**「昭和27年度(一般会計及び特別会計)公務員宿舍設置計画について」で、その設置方針を紹介した。宿舍には公邸も含み、無料宿舍、有料宿舍別に戸数と施設予算が示されている。宿舍使用料については昭和25年の設定以後据え置かれてきたが、31年に使用料の改定が行われた(資料**16-233**「国設宿舍使用料の改訂について」)。宿舍の経年により料率が調整されている。大臣公邸については経費節約のために整理するものとし、4公邸のみを残し各省庁が共同使用するものとした(資料**16-234**「大臣公邸整理に関する件」)。しかし従来の宿舍に関する法律が現状にそぐわなくなったため、「国家公務員宿舍法」(昭和33年法律第129号)に切り替えられるが、その制定理由は資料**16-232**「国家公務員のための国設宿舍に関する法律(昭和24年法律第117号)の改正について」で知ることができる。それによれば、従来細かな内容を宿舍審議会に委ねていたのを改め、法令で規定し、宿舍審議会を廃止し、貸与となる公務員の範囲を規定し、宿舍行政の総括の規定を整備し、合同宿舍設置機関として大蔵大臣が担当することとし、宿舍設置については大蔵大臣が年度計画を策定するものとした。この内容が新たな法律に盛り込まれた。

以上の公用財産のほか、公共用財産に分類されるものを含む公園、緑地、広場等を、山岳、湖沼、海浜まで含み、統一的に管理するため、資料**16-223**「公共物管理法案要綱」が検討された。管理と利用の適正を図り、公共の福祉に寄与することが目標とされ、管理者

は市町村とし、その負担により整備されるものとされた。その主務大臣は土地改良区、森林、漁港については農林大臣、その他は建設大臣とし、公用廃止の不要物件が国有財産の場合には、主務大臣は大蔵大臣と協議の上、地方公共団体に譲与することができるとの部分もあり、大蔵省としては国有財産の総括権限から受け容れられない点を含んでいた。

3 普通財産

普通財産の管理処分としては、「国有財産特別措置法」で規定されているが、金額的に多額の旧軍財産の処理は重視された。とりわけ財産額の大きな旧軍燃料廠処理はその後の化学コンビナート設立となるため、産業政策としても注目される。資料**16-235**「旧軍燃料廠(四日市、徳山、岩国)の活用について」で、四日市旧海軍燃料廠は昭和石油に、徳山旧海軍燃料廠は出光興産に、岩国旧陸軍燃料廠は三井石油化学工業と日本鉱業にそれぞれ払い下げ、旧燃料廠の産業基盤を戦後の石油化学工業再興の拠点として活用するものとされた。旧軍財産としては旧軍港の横須賀、呉、佐世保及び舞鶴において、多額の軍関係資産が形成されたが、敗戦とともに旧軍港は軍隊の解体により経済的に打撃を受けた。その残余資産の地元への有効活用のため昭和25年に「旧軍港市転換法」が公布され、地元優先の譲与、譲渡、貸付け等で還元された。法律施行10年の状況は資料**16-236**「旧軍港市転換法の運用について」でかなりの旧軍財産の地元への処分が行われたことが統計で紹介されている。しかし施行10年を経た法律の運用にあたり問題点が発生しており、たとえば旧軍財産であったものの、戦後は行政財産として利用し、その後用途廃止となったものを旧軍財産としてこの法律に基づき処分できるか等の、検討を要する事項が紹介されている。

普通財産実態調査については、先に国有財産中央審議会答申でその位置づけを紹介した。この調査はその後も続けられ、昭和38年度に

ついては、資料**16-237**「昭和39年度における普通財産実態調査の方針について」で呪うことができる。これによれば従来の調査により台帳価格で1万円以上のものはおおむね調査を終え、今後は小口財産調査が中心となるとみられていた。38年度調査対象財産は1万件で、関東財務局に3600件が集中していた。高度成長期の都市化への国有財産行政の対応として、資料**16-221**「国有未利用地を都市交通対策のため転用することについて」(昭和37年5月閣議了解)で、駐車場・自動車ターミナル・道路の整備を促進するため国有未利用地の転用を積極的に図るものとした。高度成長の中で都市周辺の土地の宅地化が住宅公団等により急速に推し進められ、その結果、造成地として取得された土地に残る旧里道、畦畔が発見され、その処理が必要になった。そのため資料**16-224**「宅地等造成地内に所在する旧里道、畦畔等の処理促進について」で、建設省所管となっている旧里道を用途廃止して速やかに大蔵省に引き継ぎ、処分することとし、畦畔については普通財産であり、土地台帳に掲載されていないので、これらの数量把握にあたっては、事務処理の迅速化のため図上求積で行うものとした。

普通財産には株式があり、この処分については先に国有財産中央審議会の答申として日本航空と電源開発について言及した。そのほかの株式処分としては、国際電信電話と日本合成ゴムがあるが、ここでは前者について資料**16-238**「国際電信電話株式会社株式の処理について」を紹介した。これによると日本電信電話公社保有株式を政府が譲り受け、6.6百万株の処分をすることになった。2回に分け処分し、一部従業員への売却を行ったほか、最大の処分は証券会社大手4社経由の委託処分で、関連産業・金融機関等に売却した。

講和条約発効後、奄美群島、小笠原諸島、沖縄と3回の領土返還がなされた。領土返還にあたっては、多面的な対応が求められるが、ここでは国有財産行政の見地から紹介する。

最初の返還領土の奄美群島に対しては、資料**16-239**「奄美群島復帰の手続きについて」があり、米軍が管理していた国有財産及び琉球政府所有財産については大蔵省が一括引継ぎを受け、各省庁に引き渡すものとし、旧内務省所管財産と琉球政府からの譲与財産は普通財産として大蔵省が管理するものとした。併せて返還後の台帳整理方針を固めた。小笠原諸島の返還でも奄美群島返還の先例が踏襲された。資料**16-240**「小笠原諸島所在国有財産の当面の処理手続きについて」と資料**16-241**「小笠原諸島に所在する国有財産の台帳価格について」で、返還国有財産は大蔵省が一括して引き受け、その後に各省庁への使用承認を行う、台帳価格については適当な離島の倍率を適用して改定するものとした。沖縄返還の場合には返還される財産が多額で、かなり広範囲な国有財産の処理が行われた。米軍の建設した資産や特殊法人の資産の引継ぎが問題となった。琉球電力公社の資産引継ぎとその処理について大蔵省での検討を加えたが、その資料**16-242**「琉球電力公社の復帰後の処理について」と資料**16-243**「琉球電力公社の評価等について」で、引継資産の評価のみならず、引き継いだ後の事業の処分としての経営形態にまで検討がなされていた。資産額で多額のものに琉球水道公社があり、その評価額も検討されている(資料**16-244**「琉球水道公社の評価等について」)。

4 連合国財産補償・閉鎖機関・接收貴金属処理

連合国財産補償として、講和条約を締結した国に対する補償請求を認める「連合国財産補償法」(昭和26年法律第264号)により、損失補償請求がなされたが、昭和31年3月末現在の処理状況については統計をみることで概要がわかる(資料**16-245**「補償請求書の国籍別処理状況について」)。対内的には国内で戦争中に連合国財産を取得したものの戦後の返還にともなう損失処理が問題となる。これに

関わる資料**16-246**「連合国財産の返還に伴う損失処理について損害額算定時点に関する試案」、資料**16-247**「連合国財産の返還に伴う損失の処理又は損失の補償について」で、損害算定時点の検討を行い、また損失の補償の方針全般の検討がなされた。損失処理法が公布されると、そのさらに具体的な方針について、資料**16-248**「『連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律』(昭和34年法律第165号)の施行に関する大綱方針について」で確定した。対外的には個別紛争事案の処理が最終的には財産委員会で行われるが、最も金額的に多額で重要なものは株式評価額の算定であり、資料**16-249**「連合国財産である株式の損害補償請求事案に関する紛争処理の現況について」で、35年のアメリカ側から提起された案件の株式評価額処理の経過が紹介されている。

閉鎖機関処理としては、講和後の「閉鎖機関令」改正により残余財産の処理による第2会社の設立を認める方針が大きな論点となった。資料**16-251**「閉鎖機関令及び在外会社令の一部改正法律案要綱(案)」で、法令改正の概要を示し、さらに資料**16-250**「閉鎖機関朝鮮銀行、台湾銀行の残余財産処理案に基づく計算表」と資料**16-252**「鮮、台銀の残余財産処理案について」で、両銀行の残余財産の処理額試算がなされ、その残余財産の処理方法として納付金制度を両行に課し、納付金を控除した残余資産による第2会社設立を認めるものとした。

接收貴金属については、資料**16-254**「接收貴金属等の数量調査表」でその数量を紹介した。管財局がまとめた初期の処理方針として、資料**16-253**「接收貴金属等の処理要綱案」で返還方針を固めていた。具体的な返還方法として資料**16-256**「返還方法について」で、個別貴金属で確認できるものはそのまま返還し、確認できなくとも同等のものがあればそれで代替し、溶解されているような場合には、その貴金属の純分量に相当する量を返還する等

の方針をまとめた。この大蔵省の返還方針に対し異議が提出され、法案は成立せず、他方接收ダイヤ処理の法律が議員提案で現れた。大蔵省提案との調整が必要となり、資料**16-255**「『接收貴金属等の処理に関する法律案』(政府提案)と『接收解除ダイヤモンドの処理

等に関する法律案」(議員提案)の調整について」で、後者を前者に統合を図るものとした。その後の審議未了を重ね、返還にあたって政府による2割の納付金の徴収措置を組み込んで、ようやく34年3月「接收貴金属等の処理に関する法律」が公布された。